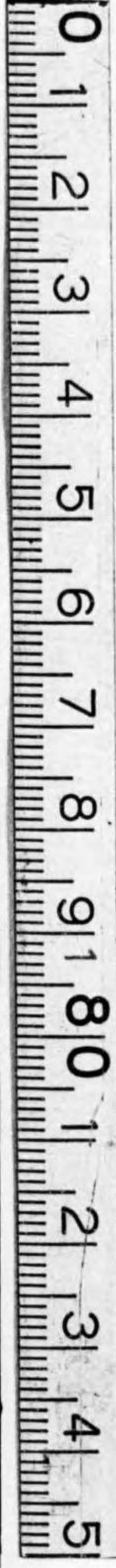


古史概要

全

特 258

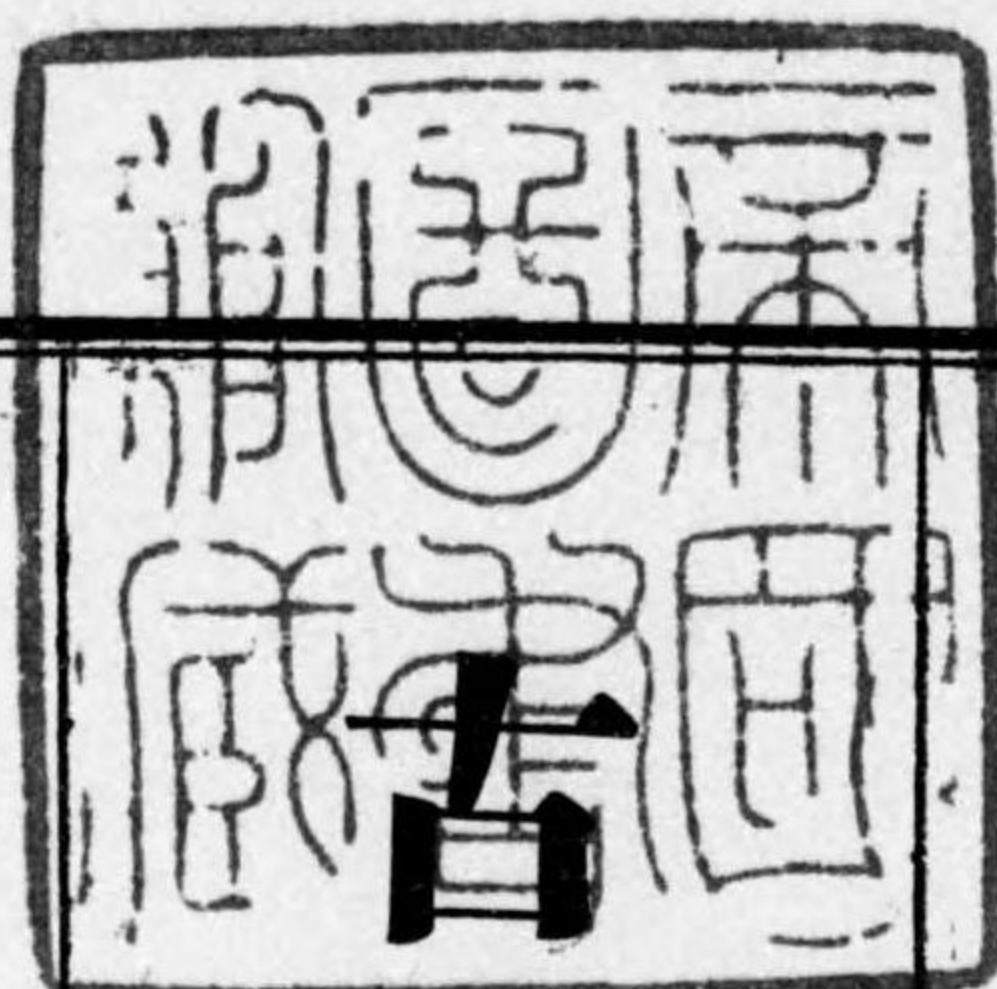
982



始



特258
982



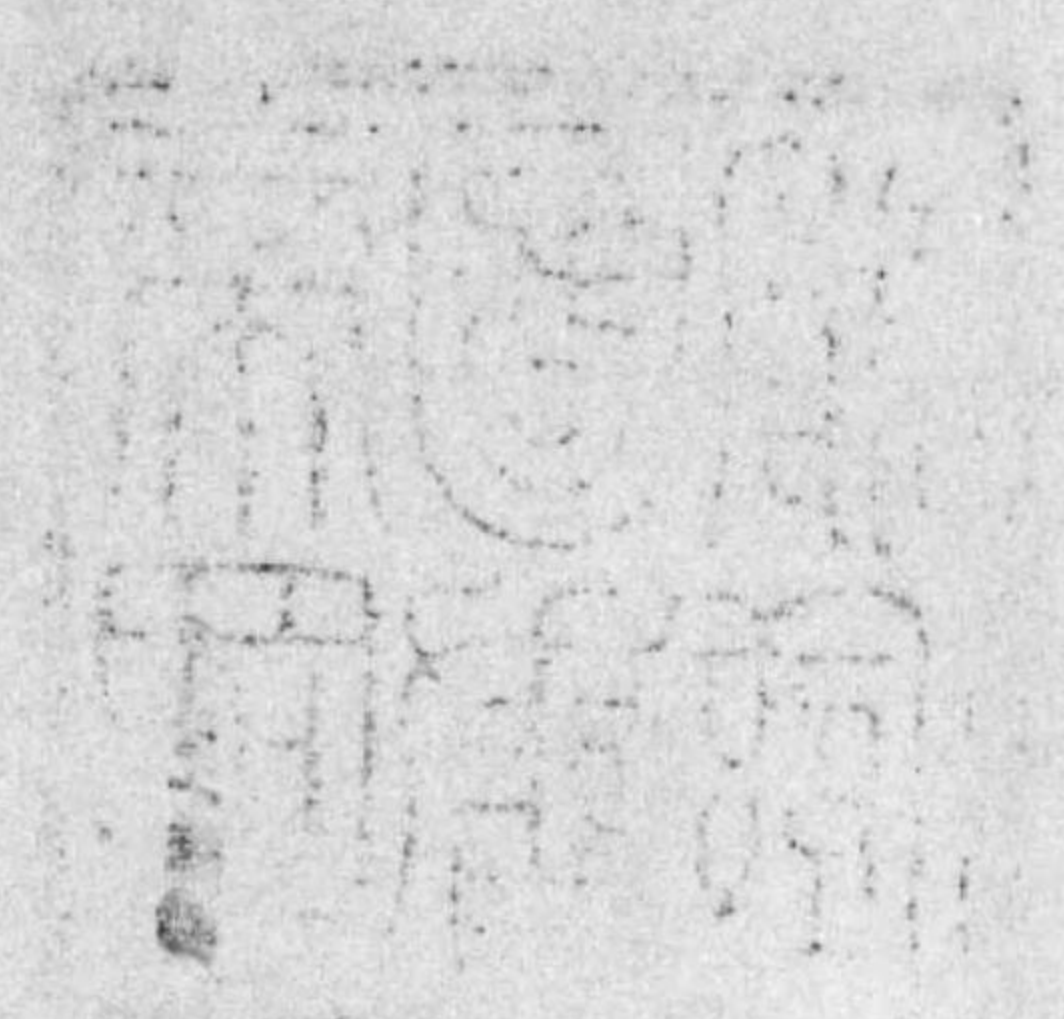
皇典講究所編纂

史概要

全

校閱者 渡邊重石丸

編纂委員 大宮兵馬



緒言

一、本書は、明治四十年三月改正、本所學階授與規則の主旨に準據し、その一等司業、及二等司業の試験に應ぜむとするもの、國史科中、古典の用書とし、或は、神職講習會の教科用書に充て、又、一般の人士をして、我が神代史の概要を窺知せしめむが爲に記述せるものなり。

一、本書は、専ら、古事記に據り、傍ら、日本書紀、祝詞式、古語拾遺、古風土記等の古傳説をも採擇せりと雖も、大抵は、先輩諸大人の確説に基き、簡易を主として、取捨折衷したるものにて、敢て、著者の私見を交へたるはなし。

一、各章の中間に、往々〔附言〕を加へたるは、先輩諸大人に於ても、未だ意見の一致せざる所なり。今、これを精細に記述せば、かへりて、讀者の煩ひとならむ恐あり。故に、力めて、簡短にその要點のみを摘記したり。

一、本書の行文は、古典の真相を失はざらむ限りに於て、極めて平易に明瞭ならむことをつとめたり。これ、讀者をして、直ちに、事蹟の大概を、會得せしめむとてなり。然れども、神名、物名、その他特種の古語等は、原書のまゝに記入したり。而して、著者不文の嘲りは、固より、遁るべき所にあらず。

明治四十一年十月

著者しるす

古史概要

目次

第一章	別天神	一頁
第二章	神世七代	四
第三章	神教奉承	五
第四章	國土生成	九
第五章	諸神出生	一二
第六章	女神入幽	一八
第七章	火神所斬	二一
第八章	幽顯出入	二五

第九章	滌身神呈	二九
第十章	三貴子分治	三五
第十一章	誓約生子	三八
第十二章	耕耘組織	四三
第十三章	天地常暗	四六
第十四章	群神招禱	四八
第十五章	悔過修德	五三
第十六章	寶劍出現	五六
第十七章	萬神蕃息	五九
第十八章	耐難進德	六四
第十九章	國土經營	七一

第二十章	天使派遣	七八
第二十一章	天稚彥之喪	八三
第二十二章	小濱之論定	八六
第二十三章	天孫承詔	九三
第二十四章	天孫降臨	一〇二
第二十五章	海宮遊幸	一〇八
第二十六章	海濱誕育	一一六
第二十七章	天業恢弘	一二九

(目次終)

古史概要

皇典講究所編纂

第一章 別天神

古、天地の未だ成らざりし時に、大虚空の眞中に、神ましましき。御名を、天之御中主神とまをす。

此の大神は、天地萬物の大元を總へ知しめし、すべて、形ある物・形なき物の、元つ御靈として、始めもなく、終りもなく、無窮に、世を幸はへ給へば、その奇しく貴き大御徳は、量り識り奉るべきにあらず。大神の大御徳によりて、先成りませる神の御名を、高皇産靈神、

次に、神皇產靈神と申す。

此の二柱の皇產靈の大神は、おのづから、男女の本性を備へまして、天地をも、萬物をも産み成し給ひ、その妙なる大御業は、また、とこしへに止むことなし。

〔附言〕二柱の皇產靈の大神は、たゞ、男女の本性を備へさせるのみなり。未だ、御夫婦と申すまでの御有様にては、おはしまさざりしなり。

以上の三柱をば、造化の大神と申す。此の大神等は、皆、獨神にて成らせ給ひ、その御本體は、隱身にておはしませり。

〔附言〕獨神とは、第二章以下に見ゆる如く、男女二柱づつ、御夫婦として相耦ひて成りませる神等と區別して、唯一柱づつ成りまし、神を申すなり。隱身とは、現身に對していふ語にて、その御本體の、幽中の幽にましませば、容易く覗ひ奉りがたきを申すなり。

二柱の皇產靈の大神の、妙なる大御業によりて、大虚空に、浮雲のごとく漂へる物成れり。その物の中より、更に、葦牙の如きもの萌えあがれり。これ、天と成るべき物の始めなり。この物に従り副ひて成りませる神を、可美葦牙彥舅神、次に、天之常立神と申す。この二柱の神の御徳によりて、天は、漸々に成り整ひしなり。

〔附言〕天は、また、天原とも、高天原とも呼ぶ。こは、彼の蒼天のことなりとも、また、蒼天に見上ぐる日界のことなりともいふ。又、何處とは知りがたけれども、神等のおはします、一種の靈域なりともいへり。

可美葦牙彥舅神と、天之常立神とは、亦、獨神にて成らせ給ひ、隱身にておはしませり。此の二柱の神と、上なる、三柱の造化の大神とを併せて、別天神と申す。

第二章 神世七代

かくて、大虚空に残りて、尙、浮雲の如く漂へる物は、國地となるべきもの、始めなり。先、この物に従り副ひて成りませる神を、國之常立神、次に、豊雲野神と申す。此の二柱は、國地の原始の神にまし、亦、獨神にて成らせ給ひ、隱身にておはしませり。

次に、國地の、未だ稚しかりし時に、成りませる神を、宇比地邇神、妹、須比智邇神、角杙神、妹、活杙神、意富斗能地神、妹、大斗乃辨神、淤母陀琉神、妹、阿夜訶志古泥神、伊邪那岐神、妹、伊邪那美神と申す。この十柱は、次々に、男女二柱つつ、相耦ひて成り出でまし、その御徳によりて、一御代ごとに、國地も、漸々に成り整ひしなり。

以上、國之常立神より、伊邪那美神までを、併せて神世七代と申す。その獨神二柱は、各、一柱を一代と數へまつり、相耦ひて成りませる十柱は、二柱つつを合せて、各、一代と數へまつるなり。

〔附言〕或説に、大虚空に残りて浮べる物は、この國地(即ち地球)と成りつれども、また、その物の中より、國地の下邊につきて、別に、一つの物成れるなり。これ、後に分れて、彼の月界とぞなれりける。されば、國之常立神と、豊雲野神とは、元、その月界と成るべき物によりて成り給ひ、その月界を成り整はしめ給ひし神におはせり。故、この原始の神は、宇比地邇神以後の、十柱の神等にましますなりといへり。されど、尙いかならむ。

第三章 神教奉承

伊邪那岐・伊邪那美の二柱の神、共に、高皇産靈、大神・神皇産靈、大神の

御許に、參上りまして、御教を承けたまひき。こゝに、皇産靈の大神の御言もちて、この漂へる國を修り理め固め成せ。と宣りたまひ、天之瓊矛を授けて、事任したまひき。二柱の神、御教を承けたまはりて、天之浮橋に御立たしまし、天之瓊矛を、青海原に指し下して、潮こをろこをろに攪き鳴して、引きあげたまへば、その矛の鋒より滴る潮、おのづから凝り積りて、嶋と成れり。これを、淤能碁呂島といふ。こは、淡路・紀伊の間の海中にある小島なり。

〔附言〕亦の傳へには、二柱の神、天之狭霧の中に立たして、天之瓊矛を指し下して、磯敷盧嶋を探り得給ひきともあり。

二柱の神、淤能碁呂島に天降りまして、彼の皇産靈の大神の賜へりし、天之瓊矛をつき立て、天之御柱として、八尋殿を作り建て、相

共に住み給ひき。

こゝに、伊邪那岐命、國をも神をも生み成さむとて、妹、伊邪那美命に、吾と汝と、この天の御柱を行きめぐり逢ひて、媾合せな。と宣りたまひ、乃ち、汝は、左より廻り逢へ。吾は、右よりめぐり逢はむ。と契り給ひて、相廻りて御面を合はせ給ふ時に、伊邪那美命、まづ、妍哉し、可愛壯夫を。と唱へたまひ、後に、伊邪那岐命、妍哉し、可愛少女を。と和へ給ひき。この五音二句の語は、歌の初めなりとも云へり。この時、伊邪那岐命、悦び給はず、其の妹に、吾は男なれば、先に唱ふべきことわりなり。いかにぞ、女人の言先だつやも。と宣り給ひき。然れども、媾合し給ひつれば、御子に、蛭兒を生みました。この御子は、三歳に成りぬれど、脚立たざれば、葦船に載せて、流るゝまゝに放ちやり給ひき。次に、淡

島シマ北キタ淡路タンロの西ニシをシ生ナみマしツつ。この島も、御子の數には、入れ給はざりき。
 こゝに、二柱の神、相議りたまはく、「今、吾が生めりし御子ふさはず。なほ、天つ神の御許にまをすべし。」とて、また、共に、天に參上りて、具ツツに、その状を奏して、皇産靈の大神の御教を請ひたまひき。こゝに、皇産靈の大神、太兆トシホもて、天之御中主大神の大御心を占ひて、教へたまはく、「女の言先メノコトノだちしによりてふさはず。復、還り降りて改め言へ。」と詔りたまひき。

二柱の神、更に、淤能碁呂島に還り降りまして、天神の御教のまゝに、男神は左より、女神は右より、其の天の御柱を往きめぐりて、御面を合はせたまふ時に、こたびは、男神、先、あなにやし、可愛少女を。」と唱へたまへば、女神、後に、「あなにやし、可愛壯男を。」と和へたまひき。かくて

後、御合ひまして御子あまた生みませり。

第四章 國土生成

二柱の神、御子生みます時に、まづ、國の八十國、島の八十島を生み成したまへり。その、次々に生みませる島の名は、

淡道島……………亦の名、穗之狹別

伊豫之二名島フタナ、後ノチの身一つ、面四つ、面毎に名あり。

伊豫國……………亦の名、愛比賣

讚岐國……………亦の名、飯依比古

粟國……………亦の名、大宜都比賣

土佐國……………亦の名、建依別

隱岐之三子島……………亦の名、天之忍許呂別
筑紫島、九州の身一つ、面四つ、面毎に名あり。

筑紫國……………亦の名、白日別

豐國……………亦の名、豐日別

肥國……………亦の名、速日別

日向國……………亦の名、豐久志比泥別

佐度島……………亦の名、建日別

伊岐島……………亦の名、天比登都柱

津島……………亦の名、天狹手依比賣

大倭豐秋津島州……………亦の名、天御虛空豐秋津根別

この八島ぞ、先、生みませる國なるによりて、大八島國といふ。さて、後

の度に生みませる島々の名は、

吉備兒島備前兒……………亦の名、建日方別

小豆島讚岐の……………亦の名、大野手比賣

大島周防の大……………亦の名、大多麻流別

日女島豊後の……………亦の名、天一根

知訶島肥前の五島平……………亦の名、天之忍男

兩兒島筑前の二……………亦の名、天兩屋

越洲

〔附言〕越洲の亦の名傳はらず。こは、能登半島の古、離島なりしをいふとも、或は、渡島
(今の北海道)なりともいへり。

以上の十五島は、古に名高かりし島ともなり。この他の處々の小島

どもは、皆潮沫の凝りて成りつるものなりともいへり。

〔附言〕大八島とは、八箇の島にはあらず。こは、大彌島の義にて、島の八十島國の八十國などいへるに同じ。されば、以上の十五島を始めて、他のあまたの島々をも皆取りすべて、大八島國とは呼びしものなるべしといひ、また、二柱の神の、その島々を生み給へりといへるは、誠は、その島々を見出給ひたるにて、亦、その島の主として、そを修り理むべき神等をも、生み給ひたるなり。されば、島々の亦の名は、やがて、その島の主たりし神等の御名にして、國魂の神といへるは、この神等のことなるべしといふ。

第五章 諸神出生

二柱の神、すでに、國を生み竟へ給ひて、更に、あまたの神を生み、その神等に、種々の事業を任し給ひき。故、先、生みませる神の御名は、大

事忍男神、次に、石土毘古神、次に、石巢比賣神、次に、大戸日別神、次に、天之吹男神、次に、大屋毘古神、次に、風木津別之忍男神、以上の七柱は、邸宅家屋を造り營み給ひし神なるべしといふ。

〔附言〕又、この大事忍男神は、黄泉事解男神と同神、石土毘古神、石巢比賣神は、上筒之男神と同神、大戸日別神は、大直日神と同神、天之吹男神は、氣吹戸主神と同神、大屋毘古神は、大禍津日神と同神、風木津別之忍男神は、底筒之男神と同神なるべしともいへり。

次に生みませる神の御名は、大綿津見神。こは、海の神にます。

〔附言〕下に、三柱の綿津見神あり。それと同神なるべしともいふ。

次に生みませる神の御名は、速秋津日子神、妹、速秋津比賣神、この二柱は、水戸の神にます。

〔附言〕この二柱は、下に、伊豆能賣神といふあり。それと同神なるべしともいふ。

二柱の水戸の神の御子、八柱ましき。御名は、沫那藝神、沫那美神、
頰那藝神、頰那美神、天之水分神、國之水分神、天之久比奢母
智神、國之久比奢母智神といふ。

〔附言〕この八柱の中、初めの四柱の神は、河海にありて、運輸・交通に務め給ひ、後の四
柱の神は、陸上にありて、田畠の灌漑などに、いそしみ給へる神なるべし。

次に生みませる神の御名は、志那都比古神、亦の名は、天之御柱神、
次に、志那都比賣神、亦の名は、國之御柱神。この二柱は、風の神にま
す。

次に生みませる神の御名は、久々能智神。こは、木の神にます。
次に生みませる神の御名は、大山津見神。こは、山の神にます。

〔附言〕下文に見ゆる、數多の山の神たちは、みな、この神の統べ率る給ふなるべし。

次に生みませる神の御名は、鹿屋野比賣神、亦の名、野椎神。こは、
野の神にます。

大山津見神、この比賣神に御合ひまして、生みませる御子、八柱ま
しき。御名は、天之狹土神、國之狹土神、天之狹霧神、國之狹
霧神、天之闇戸神、國之闇戸神、大戸麻刀比古神、大戸麻刀
比賣神といふ。

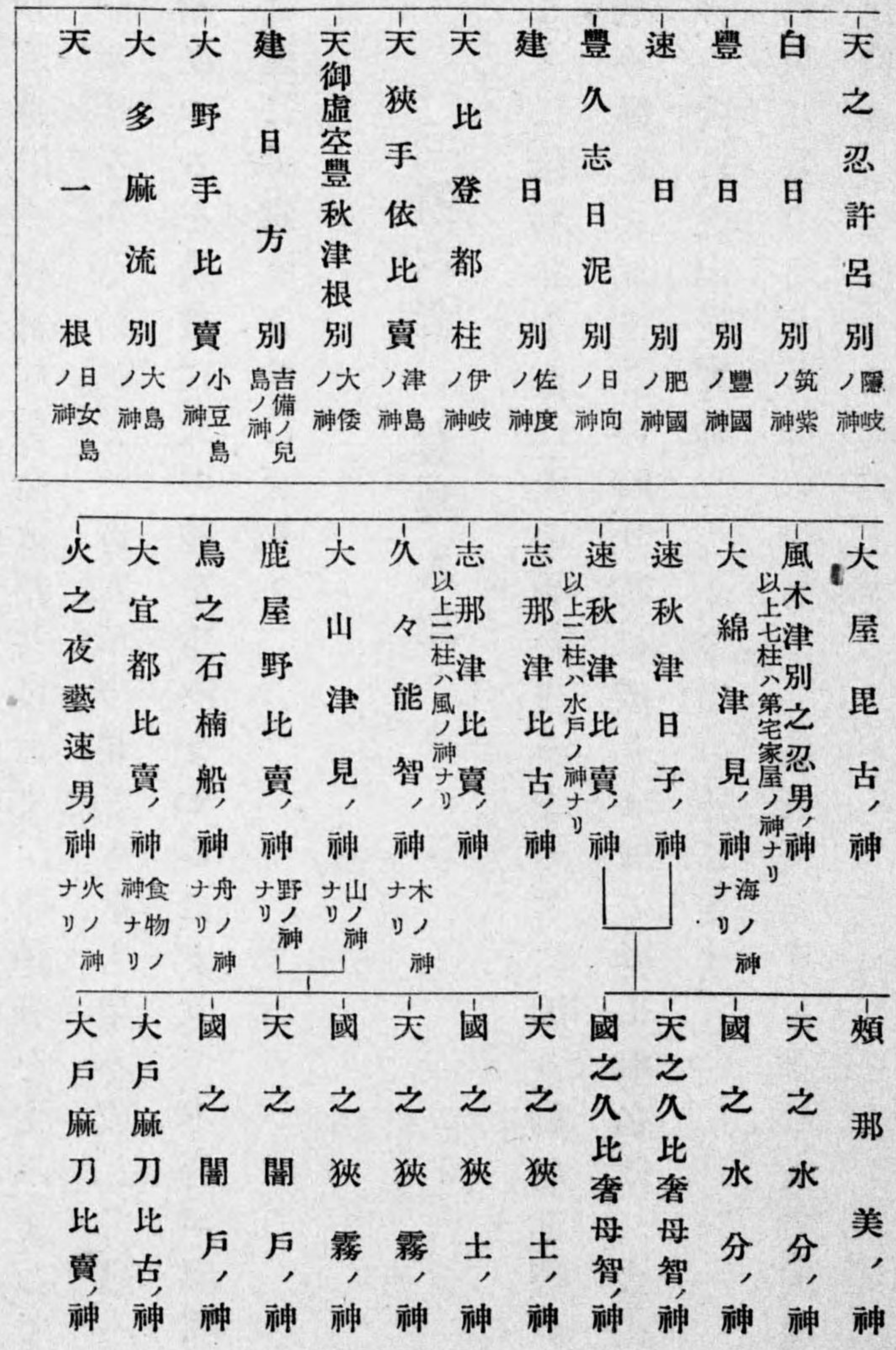
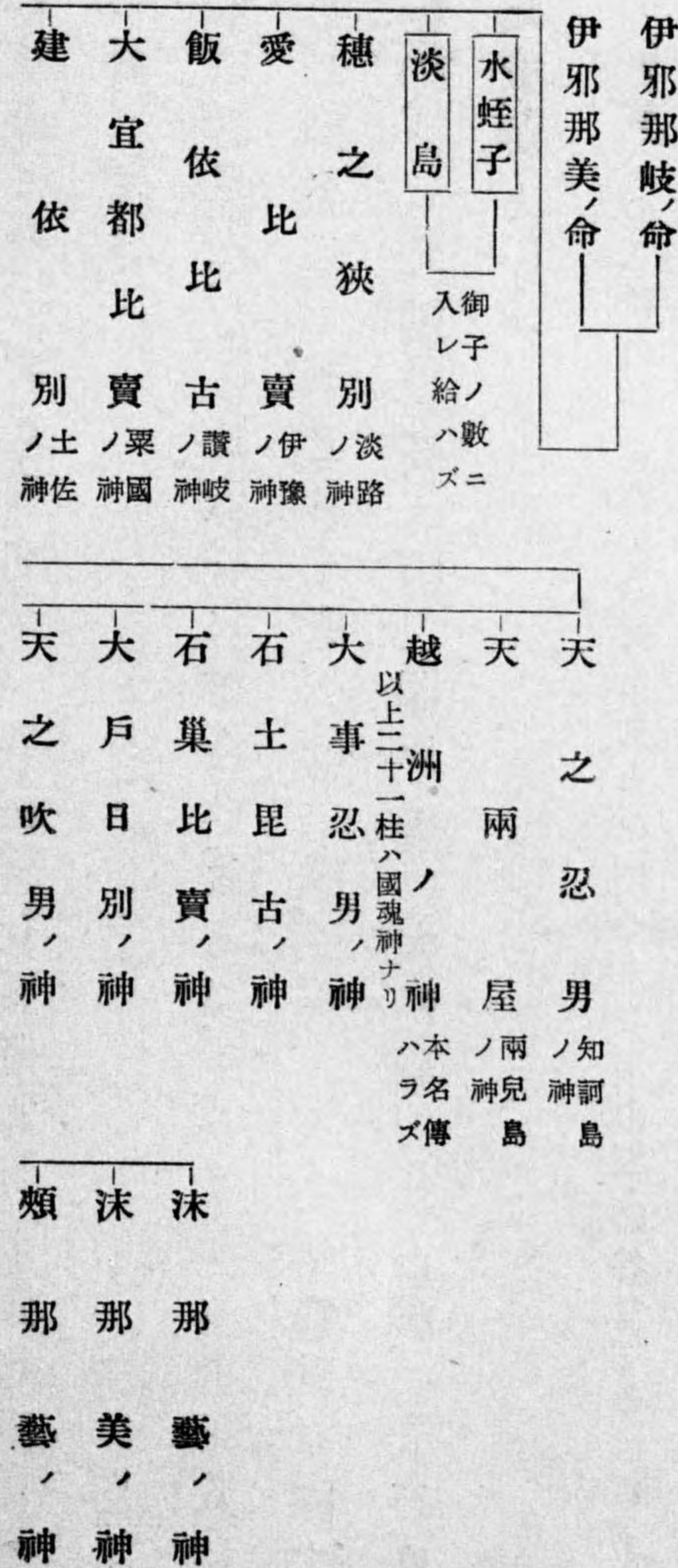
〔附言〕この八柱の神は、御父の神に、御力を添へまして、山坂・谿谷などを治めまし、ま
た、國々・所々の境界などをも宰りまし、神なるべし。

次に生みませる神の御名は、鳥之石楠船神、亦の名、天鳥船。こは、
船の神にます。

次に生みませる神の御名は、大宜都比賣神。こは、食物の神にます。

〔附言〕この神は、下なる豊受毘賣神と同神なるを、別神として傳へしものなるべしともいふ。

次に生みませる神の御名は、火之夜藝速男神、亦の御名は、火之炫
毘古神、亦の御名は、火之迦具土神。こは、火の神にます。



故、伊邪那岐命・伊邪那美命は、相共に、あまたの神等を生みまして、種々の事業を任し給ひ、また、青人草の祖どもをも生み成して、恵み養ひ給ひつるを、最後に、火の神を生みませるによりて、その伊邪那美命は、遂に神避りますに至りき。

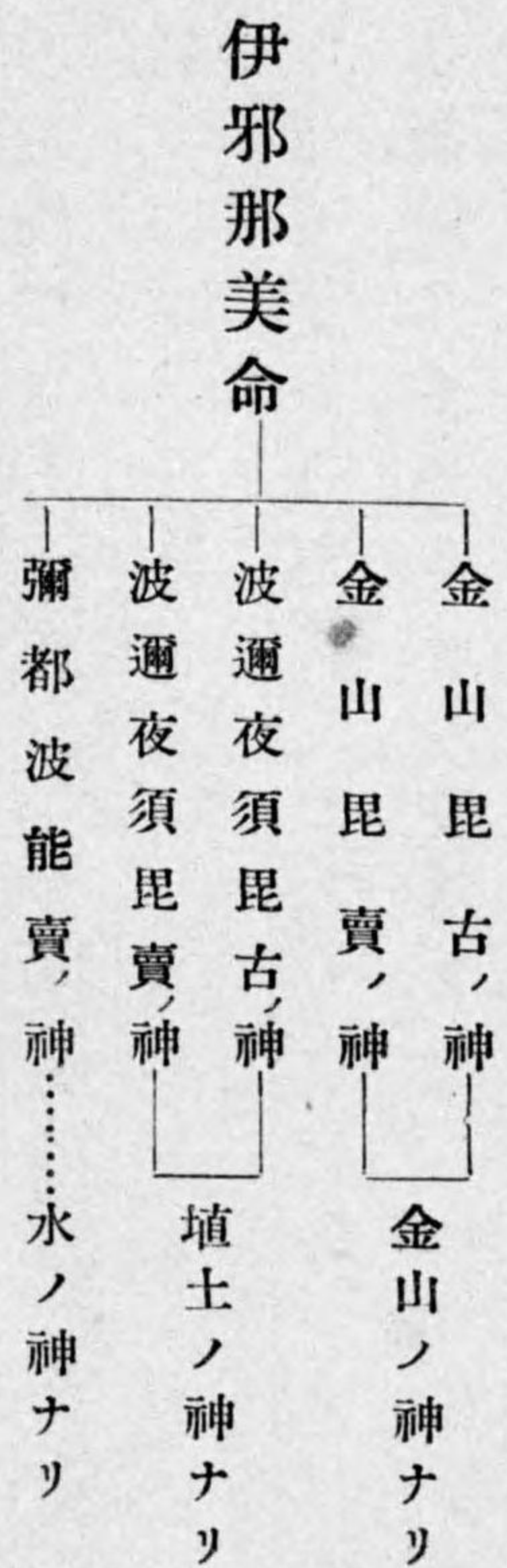
第六章 女神入幽

故、こゝに、伊邪那美命は、火の神を生みませるに因り、御身を焼かれて、病み臥しませり。この時、吐物に成りませる神の御名は、金山毘古神、次に、金山毘賣神。こは、金山の神にます。次に、尿になりませる神の御名は、波邇夜須毘古神、次に、波邇夜須毘賣神。こは、土の神にます。

次に、尿に成りませる神の御名は、彌都波能賣神。こは、水の神にます。

次に、和久産巢日神。この神の御子を、豊宇氣毘賣神と申す。共に、食物の神にます。

〔附言〕一説に、火之夜藝速男神の亦の御名を、火産靈神とも申す。この神、埴山毘賣神に御合ひて生みませる神を、稚産靈神と申し、稚産靈神の御子を、豊宇氣毘賣神、亦名は、宇氣母智神とも、宇迦之御魂神とも申す。これやがて、上なる大宜都比賣神とも同神なりといへり。



「和久産巢日、神ノ食物ノ神、豊宇氣毘賣、神……食物ノ神ナリ
（二）説

火産靈神
埴山毘賣神
稚産靈神
豊宇氣毘賣神

伊邪那美命は、遂に神避りましき。この時、伊邪那岐命、いたく悲みま
して、愛しき我が汝妹の命や。子の一人に替へつるかも。と詔りたま
ひて、その神避りまし、伊邪那美命の御枕方にはらばひ、御足方に
はらばひて、いたく哭き給へり。こゝに、その御涙になりませる神の
御名は、泣澤女神と申す。この神は、香山大和國十市郡の畝尾の木の本の社
に鎮まりませり。

かくて、その伊邪那美命は、出雲國と伯耆國との堺なる、比婆山出雲國能

郡義に葬しまつりき。又は、木國の熊野の有馬村に葬しまつりき。その
國人ども、この神の靈を祭るには、花の時は花をもちて祭り、又、幡た
て、鼓うち笛ふき、歌ひ舞ひて祭るともいへり。

第七章 火神所斬

こゝに、伊邪那岐命、いたく御怒りまして、御佩せる十拳劔をぬきて、
その御子、迦具土神の御頸を斬りたまひき。この時、御劔によりて、八
柱の神成りませり。まづ、御劔の鋒につける血、五百筒磐群に激りつ
きて成りませる神の御名は、石拆神、次に、根拆神、次に、石筒之
男神。

次に、御劔の本につける血も、五百筒磐群に激りつきて成りませる

神の御名は、**甕速日神**、次に**樋速日神**、次に**建御雷之男神**、亦の名は**建布都神**、亦の名は**豊布都神**。

又の傳へには、**甕速日神**の御子を、**熯速日神**とし、その御子を、**武甕槌神**とせり。又別に、**磐裂根裂神**の御子を、**磐筒男神**、**磐筒女神**とし、其の御子を、**経津主神**とせり。

次に、御劔の手上に集まる血、手俣より漏出でて成りませる神の御名は、**闇淤加美神**、次に**闇御津羽神**。

以上の八柱は、御劔によりて成りませる神なり。

かくて、殺されまし、**迦具土神**の御體に、また、八柱の神成りませり。

まづ、その御頭に成りませる神の御名は、**正鹿山津見神**、

次に、その御胸になりませる神の御名は、**淤滕山津見神**、

次に、その御腹になりませる神の御名は、**奥山津見神**、

次に、その御陰に成りませる神の御名は、**闇山津見神**、

次に、その左の御手に成りませる神の御名は、**志藝山津見神**、

次に、その右の御手に成りませる神の御名は、**羽山津見神**、

次に、その左の御足になりませる神の御名は、**原山津見神**、

次に、その右の御足に成りませる神の御名は、**戸山津見神**、

かくて、その**迦具土神**を斬り給へる御劔の名は、**天之尾羽張**とい

ひ、又の名は、**稜威之尾羽張**ともいふ。

〔附言〕第二十二章に、伊都之尾羽張神といふありて、そを、武御雷之男神の祖神とせるは、やがて、此の御劔の神にませり。

伊邪那岐命

泣澤女神

伊都之尾羽張神
コハ天之尾羽張劍ノ神ナリ



(又の傳)

伊都之尾羽張神



第八章 幽顯出入

伊邪那岐命は神避りまし、伊邪那美命を相見むとおもほして、黄泉國に追ひ入りましき。故、黄泉神の宮にまし、伊邪那美命は、殿の騰戸より出でて迎へまし、に、伊邪那岐命の語らひたまはく、愛しき吾が汝妹の命よ。汝と作りし國、いまだ作り竟へずあれば、還りませよ。と詔りたまひしに、伊邪那美命の申したまはく、悔しきかも。速來まさずて、吾は黄泉戸喫しつ。しかれども、愛しき吾が汝妹の命の入り來ませること、いと畏ければ、還りなむよ。吾は、しばらく、委曲に、黄泉神と論はむ。吾を勿見たまひそ。吾が汝妹の命。とまをし給ひて、その殿の内に還り入りましき。さて、その間のいと久しきに、伊邪

那岐命は、いたく待ちかね給ひき。
故、伊邪那岐命、左の御髻に刺し給へる、湯津爪櫛の男柱を、一つ取り
闕きて、一火をともして、殿の奥に入りて見給へば、伊邪那美命の御
身は、蛆集り盪けて、その御頭・御胸・御腹・御陰・左右の御手・左右の御足
には、八種の雷神寄り副ひ居て、いたく難め苦しめまつりてありき。
伊邪那岐命は、その状を見そなはし、いと畏みまして、直ちに逃げか
へりまさむとす。この時、伊邪那美命、いたく御憤りまして、吾に耻見
せ給ひつ。と申して、すなはち、黄泉醜女を遣はして、追はしめ給ひし
かば、伊邪那岐命は、御頭につけませる、黒御鬘を取りて、投げ棄て給
ひしに、即ち、葡萄の實生りき。さて、醜女の是を撫ひ食む間に、逃げい
てますを、なほ追ひしかば、又、その右の御髻に刺し給へる、湯津爪櫛

を引き闕きて、投げ棄てたまひしに、即ち、笋生りき。醜女、こを抜き食
む間に、逃げいでましき。又、後には、伊邪那美命、彼の八種の雷神に、
千五百の黄泉軍を副へて、追はしめ給へり。こゝに、伊邪那岐命は、御
佩の十拳劔を抜きて、後手に揮りつゝ、逃げ來ませるを、なほ追ひて、
黄泉平坂の坂本まで至れりき。この時、伊邪那岐命、その坂本なる、
桃の實三つを取りて、待ち撃ちたまひしかば、雷神も、黄泉軍も、こと
ごとく逃げ返りき。

こゝに、伊邪那岐命、桃に詔りたまはく、汝、吾を助けしが如く、葦原中
國に有らゆる顯見青人草の、苦瀬に落ちてくるしまむ時に、助けて
よ。とのりたまひて、意富加牟豆美命といふ名をたまひき。かく
て、最後には、伊邪那美命、御自ら追ひ來ましつれば、伊邪那岐命、すな

はち、千引石を、その黄泉平坂に引き塞へて、その岩を中に置き、相
 向き立たして、族離れむ。族に負けじ。と詔りわたしたたまふ時に、伊邪
 那美、命白したまはく、愛しき吾が汝妹の命、かく爲たまはば、汝の國
 の人草を、一日に千頭絞り殺さむ。とまをしたまひき。こゝに、伊邪那
 岐、命、詔りたまはく、愛しき吾が汝妹の命、みまし然爲たまはば、吾は
 や、一日に、千五百産屋を立ててむ。とのりたまひき。世の人の、一日に
 千人死に、一日に千五百人うまるゝは、この御誓ありしによれりと
 ぞ。

かくて、また、伊邪那岐、命の詔りたまはく、さきに族として、悲みもし、
 憂ひもしつるは、吾が怯きなりけり。とのり給へば、伊邪那美、命、まを
 したまはく、吾と汝と、すでに、國を生みき。いかにぞ、更に生ままく欲

りせむ。吾は、黄泉國に留りて、共にかへらじ。と白したまひき。伊邪那
 岐、命、聞しめして、譽めたまひて、すなはち、互に散け去りましき。

故、伊邪那美、命を、黄泉大神と白し、又、道敷大神とも白す。また、千引石
 をば、道反之大神とも、塞坐黄泉戸大神とも申す。その謂はゆる黄泉、
 平坂は、出雲國の伊賦夜坂郡意宇なりといふ。

第九章 滌身神呈

伊邪那岐、命は、黄泉國より還りませり。さて、詔りたまはく、吾は、否醜
 目、しこめき穢き國に到りてありけり。故、吾は大御身の祓せな。と詔
 りたまひて、すなはち、筑紫の日向の橘の小門の櫛原にいたりまし
 て、禊ぎ祓ひ給ひき。此の時、御杖、御帶、御裳、御衣、御袴、御冠、左右の御手

の手纏を、投げ棄て給へるによりて、次々に、神生りましき。

まづ、御杖には、衝立船戸神、亦の名は、來名戸之祖神、

次に、御帶には、道之長乳齒神、

次に、御裳には、時置師神、

次に、御衣には、煩之大人神、

次に、御袴には、道保神、

〔附言〕八衢比古神、八衢比賣神といふ二柱は、この神なりともいひ、また、上なる千引石の御靈の神なりともいへり。

次に、御冠には、飽喰之大人神、

次に、左の御手の手纏には、奥疎神、奥津那藝佐毘古神、奥津甲斐辨羅神、

斐辨羅神、

次に、右の御手の手纏には、邊疎神、邊津那藝佐毘古神、邊津甲

斐辨羅神成りませり。この十二柱は、伊邪那岐命の御身に著ける

物を脱ぎ棄て給ひしによりて、成りませる神なり。

こゝに、伊邪那岐命は、水に入りて滌ぎ給はむとて、上つ瀬は瀬速し。

下つ瀬は瀬弱し。と詔りたまひて、中つ瀬に降り潜きて滌ぎたまふ

時に、八十禍津日神、大禍津日神成りませり。この二柱は、彼の

黄泉國の汚穢によりて、成りませる神なり。

〔附言〕八十禍津日神、大禍津日神は、大祓詞に、瀬織津比咩神といへるにあたり給へりといふ。

次に、その禍事を直さむとして成りませる神の御名は、神直毘神、

大直毘神、伊豆能賣神、

〔附言〕神直毘、神大直毘、神は、大祓詞に、伊吹戸主神とあるにあたり給ひ、伊豆能賣神は、同詞に、速開津比咩神とあるにあたり給へりといふ。尙、同詞に、速佐須良比咩神といふあり。その神も、伊邪那岐命の御子にましますこと、日本書紀に見えたり。

次に、水底に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、底津綿津見神、

次に、底筒之男命、

次に、中に滌ぎ給ふ時に成りませる神は、中津綿津見神、次に、中

筒之男命、

次に、水の表に滌ぎ給ふ時に成りませる神は、上津綿津見神、次に、上筒之男命。

この三柱の綿津見神は、阿曇連等が祖神として、齋きまつれる志賀海神筑前國 糟屋郡にませり。

又、上筒男、中筒男、底筒男、三柱の神は、墨江大神攝津國 住吉郡にませり。

こゝに、伊邪那岐命、左の御目を洗ひ給ひし時に、成りませる神の御名は、天照大御神、亦の御名は、大日女命。此の神、靈異に御光麗しくましまして、天地の裏に照り徹らせり。

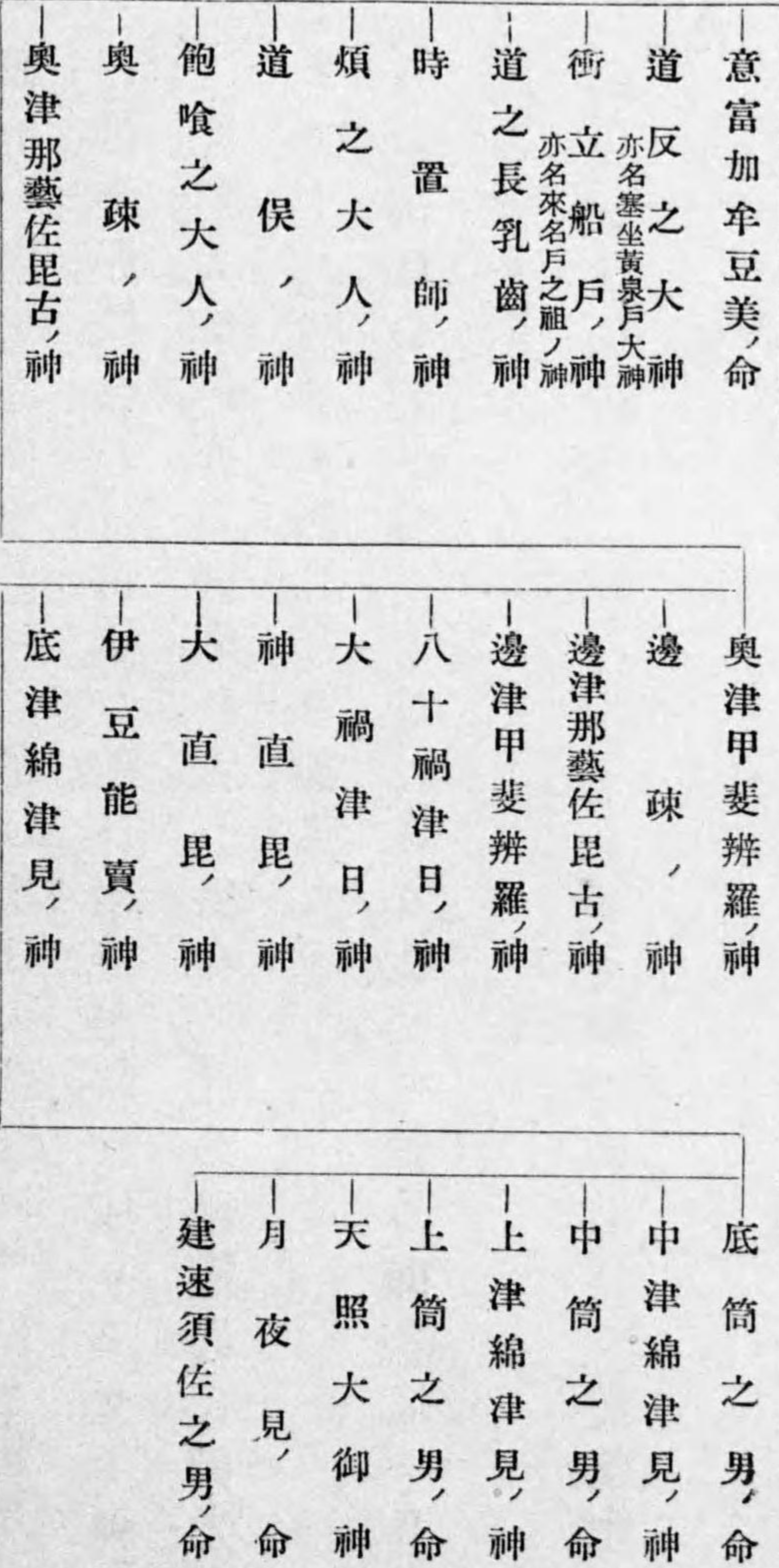
次に、右の御目を洗ひ給ひし時に、成りませる神の御名は、月夜見命。此の神も、御光うるはしくましくき。

次に、御鼻を洗ひ給ひし時に、成りませる神の御名は、建速須佐之男命。

〔附言〕亦の傳へには、伊邪那岐命、伊邪那美命、共に議りて、「吾已に、大八洲及び山川・草木の神を生めり。いかで、天の下の主たる神を生まざらめや」とて、日神、月神、及び、素戔嗚尊を生み給ひきともあり。この傳へによれば、この三柱の神の生れ給ひしは、御母伊邪那美命の、未だ神避りまさざりし時のこととなるなり。

以上、八十禍津日神より、建速須佐之男命まで、十四柱は、伊邪那岐命の御身を滌ぎたまふによりて、成りませる神なり。

伊邪那岐命



第十章 三貴子分治

この時、伊邪那岐命、いたく歡ばし給ひて詔りたまはく、「吾は、御子あまた生みて、生みのはてに、三柱の貴の御子得たり。」とて、即ち、その御頸玉の玉の緒を、瑠々に取りゆらかして、天照大御神に賜ひて、「汝が命は、高天原を知らせ。」と事任したまひき。その御頸玉の名を、御倉板舉神とまをす。

〔附言〕或説に、御倉板舉神とは、御父の大神の御靈實として、御倉に置きて、齋き祀り給ひしなり。後に、神社を秀倉といふは、これより起れり。又、神棚といふものゝ始めも、こゝにありといへり。又、一説に、こは、大御神の天位の御璽として、御父の神の授け賜ひしものにて、大御神の之を、御倉板舉神と崇めまつり給へるは、後に、三種神寶の中の、御統玉をば世々の天皇の、夜御殿の二階の御厨子に安置して、崇めまつ

り給へることの本源なりともいへり。

次に、月夜見命に詔りたまはく、「汝が命は、夜の食國を知らせ。」と事任し給ひき。

次に、建速須佐之男命に詔りたまはく、「汝が命は、海原を知らせ。」と事任したまひき。

〔附言〕又の傳へには、月夜見命は、青海原潮之八百會を知らせ、須佐之男命は、天下を知らせ。とて、事任し給ひし由にも見ゆ。さるは、月夜見命と、速須佐之男命とは、もと、同神にましましけるを、二柱の神として、傳へ奉りしものならむかともいへり。

故、天照大御神と、月夜見命とは、御父の大神の任したまへる大勅のまゝに、知ろしめし給へるを、須佐之男命は、其の任し給へる國を治め給はずて、八拳鬚の胸前に至るまで啼き給ひて、青山を枯山に泣き枯らし、海川をことごとく泣き乾し給ひ、また、天の下の人草も多

く害はれ死に、荒ぶる神騒ぎ音なひて、萬の妖ことごとく發りにき。故、伊邪那岐、大神、速須佐之男命に詔りたまはく、「何とかも、汝は、事任せる國を治らさずて、啼くぞ。」とのりたまへば、速須佐之男命、吾は、母の國なる、根堅洲國に罷らむと思ふがゆゑに泣く。」と申し給ひしにより、伊邪那岐、大神、いたく怒りまして、「然らば、汝、此の國には勿住みそ。汝、この國を治らば、殘傷ふこと多からむ。心のまゝに根の國にまかれ。」と詔りたまひて、即ち、神逐ひに逐ひたまひき。こゝに、速須佐之男命の申したまはく、「しからは、まづ、天に上りて、天照大御神に暇請して、後に、根の國に罷りなむ。」とて、天に參上りましき。

かくて、伊邪那岐、大御神は、神功すでに畢へて、天に上りまし、天神に、復命をまをし給ひて、やがて、日の若宮に留りましき。又は、淡海の多

賀賀^{ガガ}犬上郡多にますとも、淡路嶋^{アヲ}津名郡淡路伊^イに永く隠りますともいへり。

第十一章 誓約生子

速須佐之男命の天にのぼります時に、山川ことごとくに動き、國土みな震りしかば、天照大御神、その音を聞き驚き給ひて、吾が弟の命の上り來ますゆゑは、必ず善しき心にはあらじ。吾が國を奪はむと思ほすにこそあれ。と詔りたまひて、即ち御髪を解き、御髻にまき、丈夫の姿となり給ひて、左右の御髻にも、御鬘にも、左右の御手にも、みな八尺勾玉五百御統玉を纏き持ち給ひ、背には千篋入鞆を負ひ、五百篋入鞆を附け、また稜威高鞆を取り佩び給ひて、弓彊ふりたて、堅

庭は向股に踏み沈み、沫雪なす蹴散かして、稜威の男健び踏みたけびて、など上り來ませる。と待ち問ひ給ひき。

こゝに、速須佐之男命の白したまはく、吾は穢き心なし。たゞ、御父の大神の御言もちて、吾が泣くことを問ひ給ひし故に、吾は、母の國に罷らむと思ひて泣く。と申し、かば、大神の御怒りまして、汝は、この國には勿住みそ。と詔りたまひて、神遂ひにやらひ給ふゆゑに、一たび暇申さむと思ひてこそ、こゝには參るのぼりつれ。異しき心なし。と申したまへば、天照大御神、然らば、汝の心の清きことは、いかにして知らまし。と詔り給ひき。こゝに、速須佐之男命、各誓ひて、御子生まむ。若、吾が生めらむ子女ならば、吾に穢き心ありと思ほせ。もし、男ならば、清き心とおぼせ。と申し給ひき。

故、天の安河を中におきて、互に誓ひ給ふ時に、天照大御神、まづ、建速須佐之男、命の御佩せる十拳劍を乞ひ受けて、三段に打ち折りて、天之眞名井に振り滌ぎて、さがみに嚼みて、吹き棄つる息吹の狹霧に成りませる神の御名は、多紀理毘賣命、又の御名は、奥津嶋比賣命、次に、市寸嶋比賣命、又の御名は、狹依毘賣命、次に、多岐都比賣命、あはせて、三柱の女神成りましき。

こゝに、速須佐之男、命、天照大御神の、左の御髻に纏き給へる、八尺、勾玉、五百箇、御統玉を乞ひうけて、瓊響も瑤々々に、天之眞名井に振り滌ぎて、さがみに嚼みて、吹き棄つる息吹の狹霧に、男子成りまし、かば、速須佐之男、命、言あげして、正が、吾勝ちぬ。と詔りたまひき。故、その御子の御名を、正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命とまをす。

次に、大御神の右の御髻に纏き給へる、御統玉を乞ひ受けて、さがみにかみて、吹きうつる息吹のさぎりに成りませる神の御名は、天之穗日命、次に、御鬘に纏き給へる御統玉を乞ひうけて、さがみに嚼みて、吹きうつる息吹のさぎりに成りませる神の御名は、天津彦根命、次に、左の御手に纏き給へる、御統玉を乞ひうけて、さがみにかみて、吹きうつる息吹のさぎりに成りませる神の御名は、活津日子根命、次に、右の御手にまき給へる御統玉を乞ひわたして、さがみにかみて、吹きうつる息吹のさぎりに成りませる神の御名は、熊野久須毘命、凡へて、五柱の男神成り出でましき。

この時、天照大御神、はじめ、速須佐之男、命の、固より、穢き心のながりしことを知しめして、この、後に生れませる五柱の男子は、我が物

實に因りて成りましつれば、おのづから、あが御子なり。先に生れませる三柱の女御子は、汝の物實に因りて成りましつれば、すなはち、汝の御子なり。」と詔り別けたまひき。

〔附言〕亦の傳へには、須佐之男命、天に昇りまさむとする時に、櫛明玉命、迎へ奉りて、瑞八坂瓊之曲玉を献りしに、須佐之男命、その曲玉を受け給ひて、更に、大御神に奉り給ひ、よりに、相共に誓約し給ひ、その玉に感でて、五柱の男子生れましつるを、その天、忍穗耳命をば、大御神の御子として、養ひ育てまし、趣に見えたり。

その、先に成りませる三柱の女御子は、この後、天照大御神の大命もちて、筑紫嶋の北の海路に天降しましき。その時、大御神の詔りたまはく、汝たちは、皇孫命を助けまつりて、皇孫命に齋かれよ。」と詔り給ひき。故、多紀理毘賣命は、胸形宗像郡の奥津宮にまし、市寸嶋比賣命は、胸形の中津宮にまし、多岐津比賣命は、胸形の邊津宮にまして、

共に、天皇の大御世を守り奉り給へり。この三柱の女神を、胸形の三前の大神と申す。

その、後に成りませる五柱の男御子の中に、天之忍穗耳命は、天照大御神、特に愛しみまして、常に、御腋に懷きて育て給ひき。次に、天之穗日命の御子、武夷鳥命亦名、武三熊之大人は、出雲國造以下十九氏の祖なり。次に、天津日子根命は、犬上縣主以下二十一氏の祖なり。

第十二章 耕耘絛織

その後、天照大御神、神速須佐之男命に詔りたまはく、葦原中國に、保食神といふ者あり。汝往きて、穀物の種を請ふべし。」とて、遣はし給ひき。故、速須佐之男命、大勅のまゝ、に天降りまして、保食神の御許に到

り給ひければ、保食神、鼻口及び尻より、種々の味物を取り出で、百取の机に種々に作り備へて、御饗たてまつりき。この時、速須佐之男、命その保食神の態を立ち覗ひて、我に穢きもの進つると思ぼして、いたく怒りまして、穢きかも鄙しきかも。なぞも、かゝる物もて、吾に養ふぞ。」と詔りたまひて、即ち、劔をぬきて、その保食神を撃ち殺しましき。

〔附言〕保食神は、古田庭國、即ち、後の丹波丹後但馬のあたりを本據の地として、山城攝津のあたりにも行き通ひまして、常に殖産の道に勤みておはせしなり。而して、須佐之男、命は、まづ、山城國桂里に天降りまし、更に、丹波なる、保食神の御許に到りまし、趣に、推し測り奉らるゝなり。

かくて、須佐之男、命、天に還り上りて、具に、その事を奏し給ふ時に、天照大御神、いたく御怒りまして、汝は、いと悪しき神なり。相見まく欲

せず。」と詔りたまひて、一日一夜の間、須佐之男、命と遠ざかりておはしましき。

かくて、天照大御神は、また、天熊人を、葦原、中國に遣はして、見しめたまへば、保食神は、まことに、己に身まかりてありしが、その神の身には、顛の上に粟生り、眉の上に蠶と桑の木となり、目に稗生り、腹に稻種生り、陰に麥、また、大豆、小豆生り、頂は牛馬に化れりき。故、天熊人は、その物どもを、皆持ち還りて、天照大御神に献る時に、天照大御神、いたく喜び給ひて、「この物どもは、顯見青人草の食ひて、活くべき物ぞ。」と詔りたまひて、乃ち、粟、稗、麥を陸田種子と定め、稻を水田種子とさだめ、又、天邑君を定めて、其の稻種を、天狹田、また、天長田に殖ゑしめたまへば、その秋は、垂穎八握にしなひ茂りて、いとよく實のりたり。

又、天香山に、桑の木を殖ゑて蠶を養ひ、その蠶を口に含みて、絲を紡ぎ給ひぬ。養蠶、紙織の業も、この時より生まれり。

第十三章 天地常暗

故、速須佐之男、命は、大御神の、彼の保食神の御身に成れる、種々の物を取らせて、種子とし給へることを、いたく憤りましき。こゝに、須佐之男、命、大御神にまをしたまはく、「先に、我が心清く明き故に、我が生めりし御子、男子を得しなり。これに因りてまをさば、われおのづから勝ちぬ。」と言ひて、勝ちさびに、いたく荒び健び給へり。すなはち、春は、大御神の御營田の畔を毀ち、その溝を埋め、樋を放ち、頻蒔し、秋は、絡繩を引きわたし、馬を伏せ、串を刺して、妨げましき。亦、その穀物、已

に成りて、大御神の、天神、保食神に御饗して、新嘗きこしめす時に、其の新宮に尿まり散らしき。かくすれども、大御神は、御恩親の御意もて、咎めたまはずて、尿如すは、我が弟の命の、酔ひて吐き散らすにこそあれ。又、田の畔はなち、溝うむるは、その地を惜しとてこそ、我が弟の命の、かくしつらめ。」と詔り直したまへども、なほ、須佐之男、命は、悪しき態を止めずて、いよゝ荒びましけり。

さて、大御神の、忌服屋にましまして、神の御衣を織り給ふ時に、須佐之男、命、その服屋の棟を穿ちて、天斑駒を生剥の逆剥に剥きて、墮し入るゝ時に、天照大御神、見驚きたまひて、梭をもて御身を傷め給ひ、いたく御愠りまして、すなはち、天石窟に入りて、石戸をたてゝ、刺しこもり給ひき。

こゝに、天原皆暗く、天の下悉に闇くなりぬ。これによりて、常夜に經行きぬれば、諸の事、火をともして見辨へき。かくて、悪しき神ども音なひ騒ぎて、五月蠅如すみな涌き満ちて、萬の物の妖、ことごとくに發りき。

第十四章 群神招禱

故、こゝを以て、八百萬の神、愁ひ迷ひて、天安河原に、神集ひつどひて、大御神の御怒りを解きまつるべきわざを謀らむとす。この時に、高皇産靈大神の大勅以ちて、その御子、八意思兼神に、思ひ計らしめき。此の神は、思ひ兼ねの智あり、深く思ひ、遠くはかりて、天照大御神の御像の鏡を摸し造り、しかくの謀して招き出だしまつらむ。と白

しき。

かくて、思兼神の議によりて、常夜の長鳴鳥を集へて鳴かして、天安河の河上の、天の堅石を取りて、鐵礎とし、天金山の鐵をとりて、鍛人天麻宇羅を求ぎ來て、劍を作らしめき。

〔附言〕この劍は、石戸招の時、事のまぎれにて、何處にか亡せたりけるを、後に、須佐之男、命の八俣大蛇を斬り給ふ時、その大蛇の尾の中より、見出でまして、大御神の御許に献りませる、天叢雲劍なりと言へり。

また、石凝姥命をして、鏡を鑄作らしめき。その、初めに造れる二面の鏡は、少くて、神等の意に合はず。次に造れる八咫鏡は、其の状いと美麗かりき。こは、後の、伊勢の大御神なり。

〔附言〕初めに作れる二面の鏡は、八咫鏡と共に、後に、皇室に齋かれ給ひつるを、崇神天皇の御世に至り、豊鍬入姫命に屬けて、紀伊國日前國懸神社の神體として、祀ら

しめ給ひしなり。

また、玉祖命をして、八尺、勾玉、五百箇、御統玉を作らしめき。こは、後に、永く天津日嗣の御璽となれり。

こゝに、手置帆負命、彦狹知命をして、大峽小峽の材を伐りて、瑞之御殿を造らしめき。

かく、種々に設け備へて、天兒屋命、天太玉命を呼びて、天香山の眞男鹿の肩を、全抜にぬきて、天香山の天朱櫻をとりて、其の肩骨を焼きて、占に合はせて、取りまかなはしめき。こゝに、天兒屋命、天香山の五百箇眞榮樹を、根こじにこじて、上枝に八尺、勾玉、五百箇、御統玉を取りつけ、中枝に八咫鏡を取りかけ、下枝に、白和幣、青和幣をとり垂て、此を太御幣として、天太玉命取り持ちて、天兒屋命、天祝詞禱ぎ白

して、天手力男神は、石戸の掖に隠り立てり。

この時、石窟戸の前には、庭燎を焼き上げて、天、宇受賣命は、天香山の天の蘿を手襪にかけて、天の眞拆を鬘として、天香山の小竹葉を手草に結び、手に鐸つけたる矛をもちて、覆槽をふせて、その上を踏み響かし、神憑のさまして、胸乳を搔き出で、裳紐を陰に押ししたれき。故、高天、原動揺て、八百萬の神ともに咲ひき。こは、神樂の始めなり。

こゝに、天照大御神、怪しと思ほして、天の石戸を細目に開きて、その内より、吾が隠りますすによりて、天、原おのづから暗く、葦原、中國も、皆暗けむと思ふを、なべて、天、宇受賣命は、樂し、又、八百萬の神は、みな咲ふぞ。と詔りたまひしかば、天、宇受賣命、汝が命に勝りて、貴き神います。がゆるるに、歡喜あそぶ。と申しき。

かく申す間に、天、兒屋命、天、太玉命、彼の鏡を差し出でて、大御神に見せまつる時に、大御神、いよ、奇しと思ほして、稍、戸より出でて、臨みます時に、彼の隠り立てる天、手力男神、其の御手を取りて引きいだしまつりき。即ち、天、太玉命、尻久米繩を、御後方に引きわたして、こゝより内に、勿、還り入りましそ。と申しき。天照大御神は、出でまし〜
けり。高天、原も、葦原、中、國も、おのづから照り明りき。

こゝに、天照大御神を、彼の瑞之御殿に遷し座させ奉りて、天、兒屋命、天、太玉命、日之御綱を御殿に懸けめぐらして、大宮賣命、命、天、宇受賣命、命、御前に侍はしめ、天、石戸別命に、其の殿門を守衛しめて、天、太玉命、大、殿祭、御門祭を仕へまつりき。

かくて後、八百萬神は、共に議りて、速須佐之男命に、千座置戸の祓具を負せ、その髮鬚、また、手足の爪をも抜かしめて、その犯せる罪咎を祓はしめ、乃ち、天、兒屋根命、祓の詞を宣りて、祓ひ竟へしめて、共に、須佐之男命を、神逐にやらひ降しき。

第十五章 悔過修徳

建速須佐之男命、八百萬の神に逐はれて、高天、原より降ります時に、霖雨ふりしかば、青草を結び束ねて、簀笠として、神等の許にいたりて、宿乞ひたまひしに、其の神等、皆、汝は、身の行ひ悪しくて、逐はれし神なり、いかにぞ、我に宿乞ふや。といひて、ともに宿かさゝりき。こゝを以て、雨ふり風ふけども得休まずて、辛苦つゝ、降りましき。こゝに、建速須佐之男命、その御子五十猛命を帥て、天の壁立つ極み

廻りまして、新羅國に降りて、曾尸茂梨新羅のの處に居まして、乃ち言舉して、こゝは、吾居らまく欲せず。と詔りたまひて、出雲國の安來安來の埃川上に來まして、吾が心安く成りぬ。と詔りたまひき。其地をば、安來安來安來郷郡といへり。

かくて、速須佐之男、命の詔り給はく、韓郷之島は金銀あり。吾が兒の知らず國に、浮寶なくては佳らじ。とのり給ひて、乃ち鬚髯を抜きて散らし給へば、杉成り、又、胸毛を抜きて散らし給へば、檜成り、尻毛は腋に成り、眉毛は樟に成りき。さて、其の木どもの用ふべき方を定めて、言舉し給はく、杉と樟とこの兩木は、浮寶に造るべし。檜は、瑞宮の材となすべし。腋は、顯見青人草の、奥つ棄戸にも臥さむ具となすべし。とのり給ひき。又、噉ふべき八十の木種も、皆播き生ふし給ひき。

〔附言須佐之男、命の、吾が兒と詔へるは、天之忍穗耳、命を始めとして、後の御世御世の、天皇の御上にもかゝれる詞なり。浮寶は、海原を渡るべき船を言へり。こゝの御詞、特に、深意あるを思ふべし。〕

故、その御子五十猛、神も、先に、天降りませる時に、樹種を多に持ちて下りましき。然れども、韓地には殖ゑず、ことごとくに持ち還りて、筑紫、嶋より始めて、大八洲國の内に、ことごとく播き殖ゑて、青山と成したまひき。この故に、五十猛、神を稱へて、有功之神とまをす。即ち、木國名草郡、伊太伎會、神社にます大神なり。この神の弟、大屋津比賣、命、次に、抓津比賣、命も、御兄と共に、木種を播きうゑたまひしが、後に、木國名草郡、大屋都、比賣にましゝ。即ち、此の神等は、木國造が齋き祀るなり。

第十六章 寶劍出現

故、速須佐之男命の出雲國の肥川上なる鳥上トヨカミの地鳥上トヨカミ太郡トヨカミに到りま
 せる時に、その河に箸シの流れ下るを見まして、この河上に人ありけ
 りと思ほして、覓ミぎのぼり往きまし、かば、啼ナ哭クく聲きこえき。その
 聲を尋ねて上り往きたまへば、老夫オキナと老女オキメと二人ありて、童女コメを中
 にするて、かき撫てつゝ泣きてあり。須佐之男命、汝等イハシタチは誰ぞ。と問ひ
 たまへば、その老夫オキナ、吾オレは國神クニカミ、大山津見神の子なり。吾が名は足名椎タシナヅチ、
 妻が名は手名椎テナヅチ、女が名は眞髮マキガミ、觸フ奇稻キイタ田比賣ヒメ。とまをしき。また、汝の
 哭ナクくゆるはいかにぞ。と問ひたまへば、我が女は、本より八稚女ヤチメあり
 しを、高志タカシ郡タカシ出雲國イハ神門カミカドの八俣大蛇ヤチメオホヘビ、年ごとに來て喫クひしなり。今、その

大蛇の來ぬべき時なるが故に泣く。とまをす。其の形はいかに。と問
 ひ給へば、彼が目は、赤酸漿アカカガキ如して、身一つに、八頭ヤチカシラ八尾ヤチビあり、その身に
 は、蘿コウ、また、檜ヒノキ、榎エノキ生ひ、その長さは、谷八谷ヤハヤチ、峽八峽ヤハヤチにわたりて、その腹を
 見れば、ことごとく、血あえ爛シタれたり。とまをしき。

速須佐之男命、その老夫オキナに、これ、汝イハシの女メならば、吾オレにたてまつらむや。と
 詔りたまふに、恐カシコけれども、御名を知らず。とまをせば、吾オレは、天照大
 御神の伊呂勢イロセ兄弟ケイテイなり。故、天より降り來しなり。と答へたまひき。こ
 こに、足名椎タシナヅチ、手名椎テナヅチ、神カミ、然シカまさば、恐カシコし、勅イコトのまにくクたてまつらむ。と
 白しき。

故、速須佐之男命、すなはち、その童女コメを湯津ユツ爪ツメ櫛シに取り化して、御髻ミマタ
 に刺し給ひて、その足名椎タシナヅチ、手名椎テナヅチ、神カミに、汝イハシども、八鹽折ヤシホオリの酒を醸カみ、又、

垣を造りめぐらし、その垣に八門をつくり、門の中ごとに、假廩を結ひ、その假廩ごとに、酒槽をおきて、槽ごとに、その八鹽折の酒を盛りて、待ちてよ。」と詔りたまひき。

故、その勅のまゝに、設け備へて待つ時に、彼の八俣大蛇、信に、老夫の言ひしが如き状して來つ。すなはち、門毎にその首をさし入れ、槽ごとにその頭をたれて、酒を飲みつれば、飲み酔ひて、皆伏し寐たり。すなはち、速須佐之男、命、御佩の十拳劔をぬきて、その大蛇を斬り散り給ひしかば、肥川の水は、血に變りて流れき。さて、その大蛇の、中の尾を斬り給ふ時に、御劔の刃少しかけき。怪しと思ほして、御劔の鋒も、て、その尾を刺し割きて見そなはし、かば、都牟刈之大刀あり。故、此の大刀を取り給ひて、靈しきものぞと思ほして、天照大御神に、高天

原に献りたまひき。この大刀の名は、天叢雲劔といひしを、後には、草薙劔といへり。

〔附言〕都牟刈之大刀とは、その鋒の尖りて細きをいふ。尾羽張劔の鋒の太く廣がりたるに對へたる名なり。この草薙劔は、後に、熱田神宮の神體と齋かれまして、永く、天津日嗣の御守りと成らせ給へり。

第十七章 萬神蕃息

かくて、速須佐之男、命は、彼の奇稻田姫と共に住み給はむとて、その宮造るべき地を出雲國に求きて、須賀の地に到りて詔りたまはく、「吾こゝに來まして、我が御心清々し。」とのり給ひて、其地に宮作りましけり。故、そこをば、今に須賀出雲國大原郡とぞいふ。

この大神、初めて、須賀宮作り給ひし時に、其の地より、雲立ち騰りしかば、御歌よみたまはく、「八雲立つ、出雲八重垣、夫婦籠に、八重垣作る、その八重垣を。」とは、五句三十一字の歌の始めなり。

こゝに、その足名椎手名椎神を喚して、「汝は、吾が宮の首たれ。」と詔りたまひ、又、名を、稻田宮主須賀之八耳神と負せ給ひき、かくて、須佐之男、大神は、その宮に、奇稻田姫と共に住みましけるが、後には、遂に、御母の御國なる根之堅洲國に入りましき。

〔附言〕出雲風土記に、大原郡須我山須我神社と見えたるは、この折の須賀宮の舊蹟なるべし。かくて、意宇郡なる熊野神社は、この大神の根之堅洲國に入りまし、後に、永く御靈を止めましける御社なり。

建速須佐之男命

五十猛神 亦名、大屋毘古神

大屋津比賣命

抓津比賣命 此ノ三柱ハ、木國大神也

多紀理毘賣命

狹依毘賣命

多岐都比賣命 此ノ三柱ハ、宗像大神也

八島土奴美神 母、足名椎神女、櫛名田比賣

大年神 母、大山津見神女、大市比賣

宇迦之御魂神 母、同上

須勢理毘賣命 大國主神ノ嫡妻

大國御魂神 母、神活須毘神女、伊怒比賣

母、大山津見神女、木花知流比賣 布波能母遲久奴須奴神

母、淤迦美神女、日河比賣 深淵之水夜禮花神

母、天之都度閉知泥神 淤美豆奴神

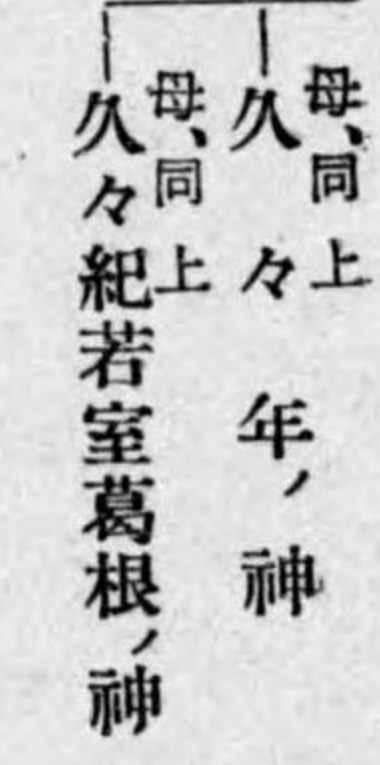
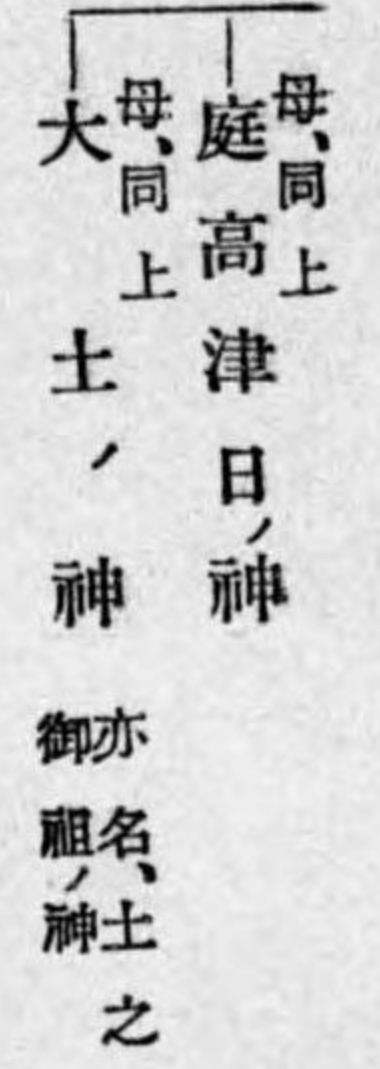
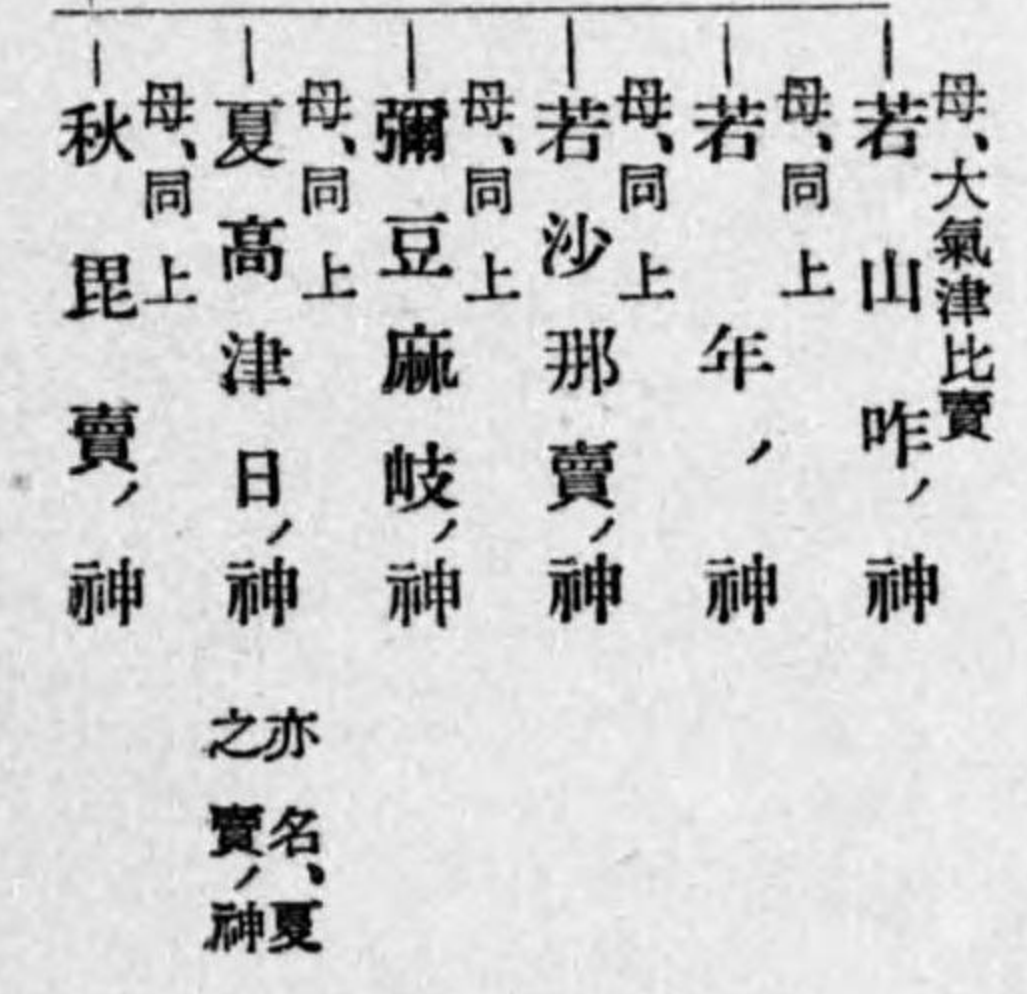
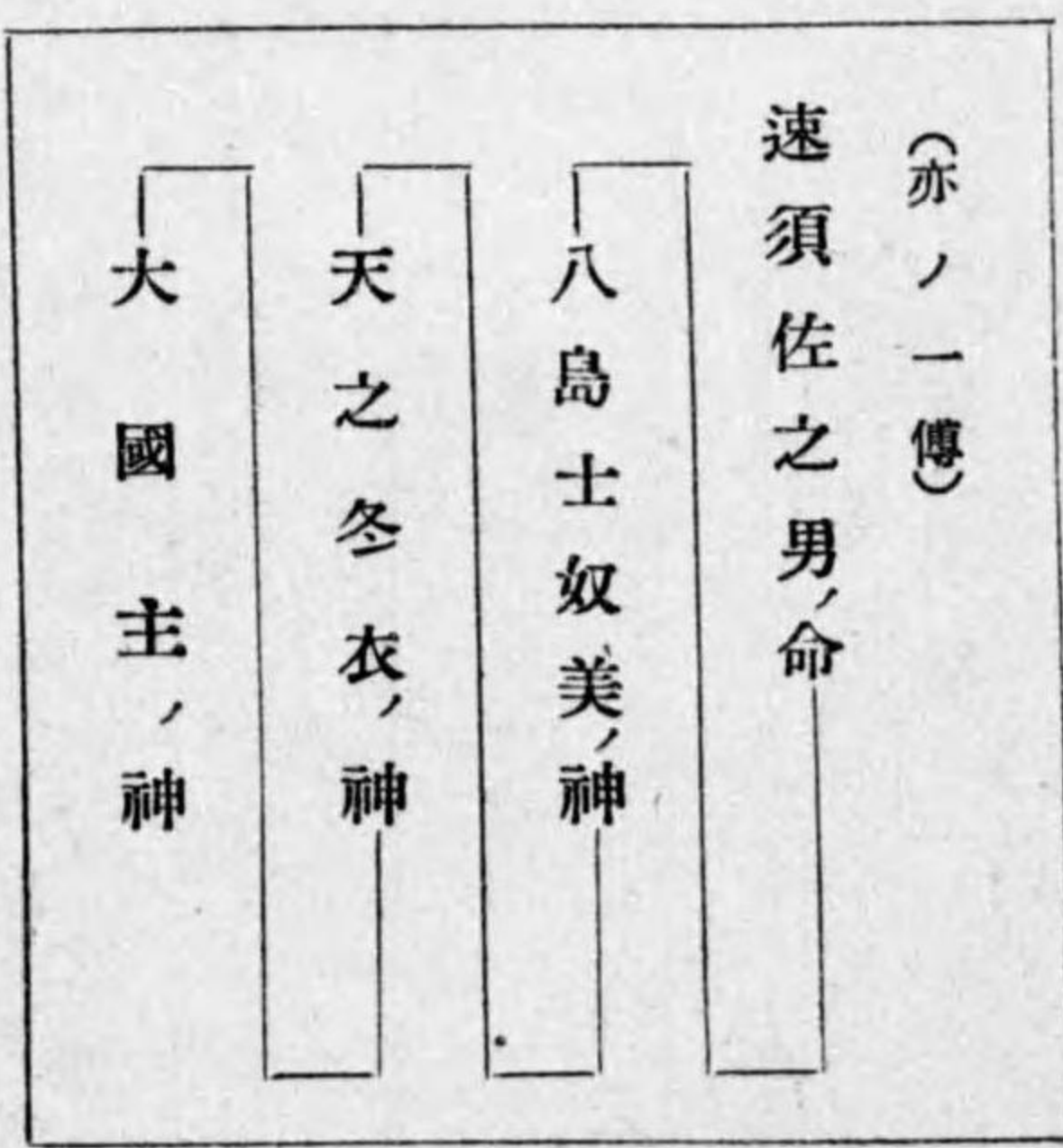
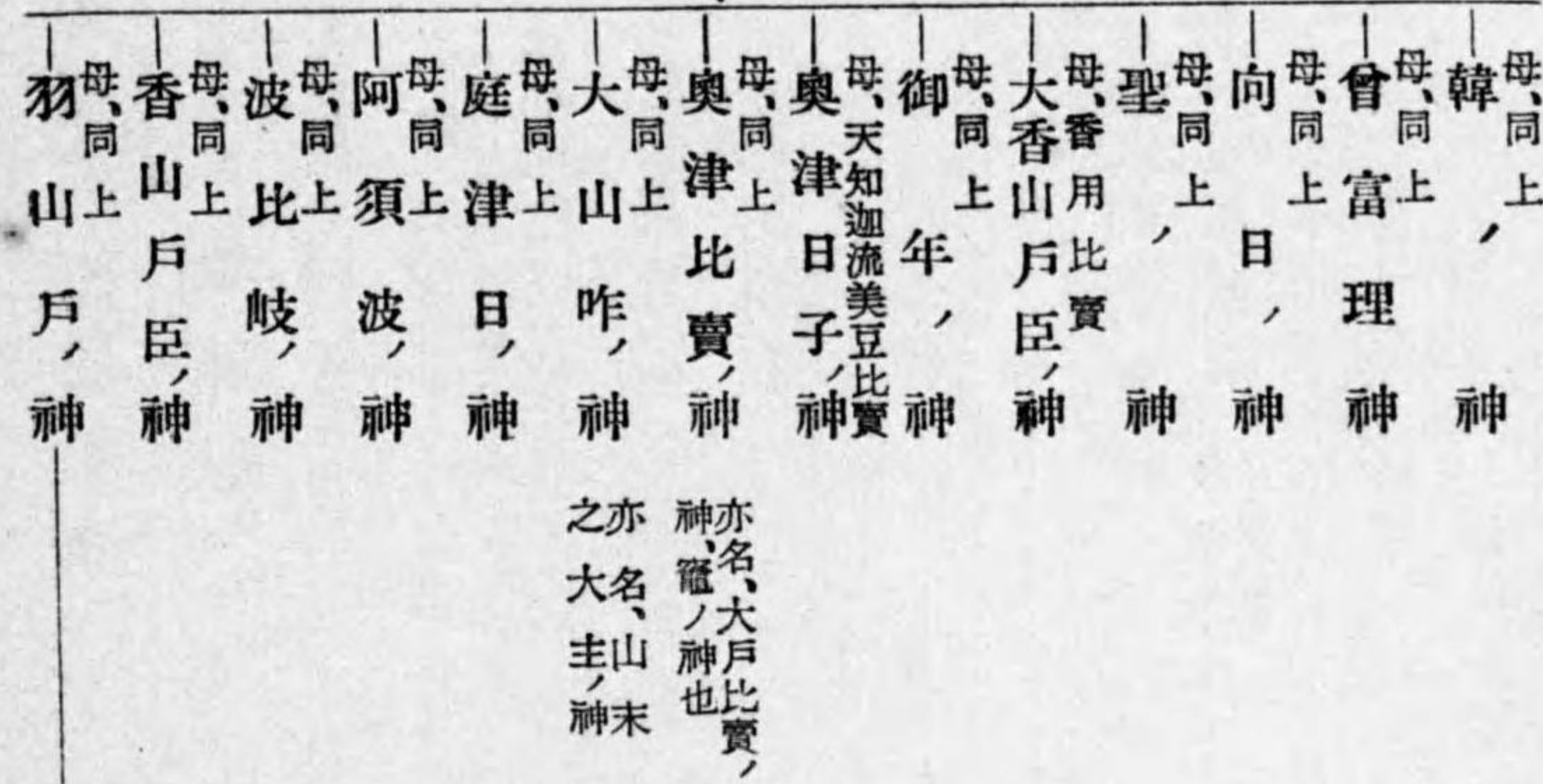
母、布怒豆怒神女、布帝耳神 天之冬衣神

母、刺國大神女、刺國若比賣 大國主神

(亦ノ傳)

速須佐之男命

母、櫛名田比賣 大國主神



故速須佐之男命の御子、大年神、その御子、御年神は、共に穀物に幸へます神なり。また、御年神の弟、羽山戸神の御子神たちも、共に、御年神に、力を合せ給ふ神にます。

速須佐之男命の六世の御孫を、大國主神とまをす。此の神の亦の御名は、國作大己貴命、顯國魂神、葦原醜男神、八千矛神、大地主神、大名持命と申す。合せて、御名七つあり。

〔附言〕又の傳へには、大國主神を、須佐之男命の御子とし、又の一傳には、須佐之男命の三世の御孫とせり。共に、據あり理あることなれば、俄に取捨すべきにあらず。

第十八章 耐難進徳

大名持命には、庶兄弟八十神おはしけり。然れども、皆國をば、大名持命に避け譲りまつりき。その故は、八十神等、おのもく、稻羽の八上比賣を戀ひて、共に、稻羽に行きける時に、大名持命に、帛を貢せ、從者として率てゆき。こゝに、氣多の崎因幡國に到りける時に、大名持命、裸なる兎の伏しなやみけるを見て、兎に教へたまはく、「汝、とく、この水門に行きて、水もてその身を洗ひ、その水門の蒲黃を取りて敷き散らして、その上に展轉ヨロびなば、その身、本の膚のごとく、必ず癒えなむものぞ。」と教へ給ひき。故、兎、教への如くせしかば、その身、もとの如くなりぬ。これ、稻羽の素兎シロウサギといふものなり。今に兎神ウサギガミ 因幡國高草郡内海村白兎社

とぞいふなる。故、その兎、大名持命にまをさく、「この八十神は、必ず、八上比賣を得たまはじ。帛を負ひ給へれども、汝が命ぞ得たまひなむ。」とまをしき。さて、その八上比賣、八十神に向ひて、「吾は、汝たちのいふことは聴かじ。大名持命にこそ逢はめ。」とぞいひける。こゝに、八十神怒りて、大名持命を殺さむと相議りて、伯伎國の手間の山本會見郡にいたりて、言ひけるは、「この山に赤猪アカイノあるなり。故、われども追ひ下りなば、汝待ちとれ。もし待ちとらずば、必ず、汝を殺さむ。」と言ひて、猪に似たる大石を、火もて焼きて、轉マばし落して、追ひ下りけるを、大名持命、そを待ちとらむとて、その石に焼き著かれて、身亡ウせ給ひき。こゝに、その御母、刺國サス若比賣命、泣き憂ひまして、天に參上りて、神皇產靈神に請し給ふ時に、即ち、蚌貝比賣と、蛤貝比賣とを

遣せて作り活さしめたまふ。こゝに、蚶貝比賣は、蚶貝をきさげ焦して粉となし、蛤貝比賣は、蛤貝の水もてその粉を溶かして、母の乳汁とて塗りしかば、大名持命は、麗しき壯夫になりて出で遊行まじき。

こゝに、八十神見て、又、大名持命を欺きて、山に率て入りて、大木を切り伏せ、茄矢を打ち立て、其の木の割目に入らしめて、即ち、其の矢を打ち離ちて、拷ち殺しき。かれ、亦、御母の命、哭きつゝ、大名持命を求ぎしかば、見出でて、即ち、その木を拆きて、大名持命を活して、語りたまはく、「いまし、こゝにあらば、遂に、八十神に滅されなむ。」とて、木國にまします大屋毘古神五十名猛神の御許に、急がし遣りたまひき。こゝに、八十神、求ぎ追ひ至りて、弓引き矢刺す時に、大名持命は、木の俣より

漏逃れて去りましき。

さて、大屋毘古神、大名持命を見て、詔りたまひつらく、「汝は、須佐之男、大神のまします、根之堅洲國に參出でよ。必ず、その大神、議りたまひなむ。」と詔りたまひき。

かれ、大名持命、須佐之男、大神の御許に、參いたりまし、かば、其の御女須勢理毘賣命、出で見まして、還り入りて、その御父に、「いと麗しき神參來ましつ。」とまをしたまひき。かれ、その大神出で見て、「こは、葦原醜男といふ神なり。」と詔りたまひて、即ち、喚び入れて、その蛇の室屋に寝しめたまひき。こゝに、須勢理毘賣命、蛇比禮を、大名持命に授けて、「その蛇、咋はむとせば、この比禮を三度振りて、打ち撥ひ給へ。」と教へたまふ。故、教へのごとく爲たまひしかば、蛇おのづから静まりし

ゆる、安く寝ねて出でましき。亦、来る日の夜は、蜈蚣と蜂との室屋に入れ給ひしを、又、蜈蚣・蜂の比禮を授けて、先のごとく教へたまひしゆゑに、安くて出でましき。

こゝに、その大神、鳴鏑の矢を大野の中に射入れて、その矢を取らしめ給へば、大名持命、その野に入ります時に、大神、火もて野を焼き廻らし給ひつ。さて、大名持命、出でむ所を知らざる間に、鼠来て言ひけるは、「内はほらく、外はすぶく」といひけり。かくいふ故に、そこを踏みしかば、鼠の穴に落ち入りて、隠りし間に、火は野を焼きて燃え過ぎぬ。さて、その鼠、彼の鳴鏑の矢を咋はへ持ち来て、大名持命にたてまつりき。その矢の羽をば、鼠の子ども、皆喰ひたりき。

故、須世理比賣は、大名持命の、火に焼かれましけりと思ほして、喪物

を持ちて哭きつゝ、來まし、その御父の大神も、既に身失せにけりとおもほして、その野に出で立たせば、大名持命は、やがて、彼の矢を持ち來て獻りたまひき。

この時、大神は、大名持命を率て還りて、その内つ宮なる八田間の大室屋に喚び入れて、その御頭の虱を取らしめ給ひき。故、その御頭を見れば、蜈蚣多くあり。こゝに、須世理比賣、椽の木の實と赤土とを、大名持命に授けたまひき。故、その木の實を咋ひ破り、赤土を含みて、唾きいだしたまへば、その大神、蜈蚣を咋ひやぶりて唾きいだすと思ほして、御心に愛しくおもほして御寝ましき。

こゝに、大名持命、その大神の御髪を握りて、その室屋の椽毎に結ひつけて、五百引石を、その室の戸に取り塞へて、須世理比賣を負ひて、

その大神の生大刀生弓矢、またその天瓊琴を取りもたして逃げ出
 でます時に、その天瓊琴樹に觸れて、地動鳴きしかば、その御寢ませ
 る大神、聞き驚かして、その室を引き仆し給ひき。然れども、大神の椽
 に結へる御髪を解きます間に、大名持命は遠く逃げたまひき。
 故、こゝに、その大神、黄泉平坂まで追ひいでまして、遙々に望み見て、
 大名持命を呼ばはりて詔りたまはく、その汝が持たる生大刀生弓
 矢を以ちて、いましが庶兄弟どもをば坂の御尾に追ひ伏せ、河の瀬
 に追ひ撥ひて、備大國主神となり、又、顯國魂神となりて、その吾が女
 須世理比賣を嫡妻として、宇迦之山の山本に、底つ石根に宮柱太知
 り、高天原に氷木高知りて居れ。是奴よ。」と詔りたまひき。

〔附言〕宇迦之山の山本の宮は、出雲國出雲郡宇賀郷の西方なる、宇賀山の麓にあり

しなるべし。この宮は、大名持命の八十神を伐ち従へ、國土を經營し、大國主神とな
 りまして、天下を領有し給へる間の本宮なれば、やがて、その世の政府とも言ふべ
 きなり。杵築大社とは、固より別なり。杵築大社創立のことは、下文第二十二章にあ
 り。

第十九章 國土經營

茲に、大國主神、八十神を伐たむとして、城を造り給ひき。その地を城
 名、出雲國大原郡 山といふ。故、八十神をば、青垣山の裡には置かじ。」と詔り
 給ひて、彼の生大刀生弓矢を持ちて追ひ避くる時に、坂の御尾毎に
 追ひ伏せ、河の瀬毎に追ひ撥ひて、國作り始め給ひき。
 故、彼の八上比賣は、先の契りのごとく、因幡より率て來まして、生み
 ませる神子を、木俣神とまをし、又の御名をば、御井神ともまをす。

故、大國主神、國平して、出雲國三穗崎島根にまし、時に、浪の穂より、天之蘿摩の船に乗りて、蛾の皮を全剝に剝ぎて衣服にして、寄り來る神ありしに、その名を問ひたまへども答へず。又、御供の神たちに問ひたまへども、皆知らずと申しき。こゝに、谷蟻といふものあり。此は、久延毘古神ぞ、必ず知りたむ。とまをせば、即ち、久延毘古を召して問ひたまふ時に、「こは、神皇產靈神の御子、少彦名神なり。」とまをしき。

こゝに、使者もて、少彦名神を率て、神皇產靈神にまをし上げしかば、すなはち、神皇產靈神の詔りたまはく、「こは、實に我が御子なり。吾が生める御子、凡そ千五百座あり。その中に、いと悪しくて教養に従はず、吾が手俣より漏墮し子なり。愛み養ひて、汝、葦原醜男命と兄弟と

なりて、その國を作り堅めてよ。」と詔りたまひき。故、その少彦名神を顯はし白せる久延毘古は、今に、山田之曾富騰といふものなり。此の神は、足は行かねども、天の下のことを盡くに知れる神なり。

故、それより後、大名持と少彦名と、二柱の神相並びまして、心を一つにし力を戮せて、國々をば巡り視て、作り堅め給ひき。この二柱、神、葦原音を殖る生ふしつゝ、水母如す浮き漂へる國地を、固め作りたまひしによりて、この國をば、葦原國といへりとぞ。

その國作りの時に、大名持神疲れ臥し給ひしに、少彦名神、大分速見湯後國を、伊豫國に、下樋より持ち渡り來て、身に浴しめて癒し給ひき。即ち、伊豫、温泉道後湯これなり。故、人草の病を憫みて、二柱の神相議りまして、藥湯泉術を始めたまひき。伊豆の神湯加茂郡箱根

國足の元湯これなり。

かくて、二柱の神は、人草、また、畜産の爲に、その病を治むる方を定め、又、鳥獸、昆虫の災異を攘はむとして、その禁厭の法を定めたまひき。こゝを以て、百姓、今に至るまで、ことごとくに、其の恩頼を蒙りて、皆効驗あり。また、少毘古那神は、酒をも作り始め給ひしによりて、久斯神とも白す。

この後、大國主神、少彦名神に語りたまはく、「吾等が作れりし國は、いかで、善く成れりといはむや。」と詔りたまへば、少彦名神、或は成れる處あり、或は成らざる處あり。」と答へたまひき。この御詞に深き旨ありといへり。かくて、少彦名神は、伯耆國の粟島會見に到りまして、そこより常世國に渡りましき。

〔附言〕常世國といふ語に、三つの意義あれど、こゝなる常世は、遠き外國をいへり。ざるは、少彦名神、此の時、外國に渡りまして、その國土を經營し給へるを、後に、大名持命も、その御靈を通はしまして、相共に經營に従事し給ひぬ。かくて、遂に後の世に至り、文德天皇の齊衡三年十一月に、この二神の御靈は、常陸國那賀郡の大洗の濱邊に、還り着きましゝなり。

こゝに、大國主神、愁ひまして詔りたまはく、「吾獨して、いかでかもこの國を作り得む。孰の神と共に、能くこの國を相作らまし。」と詔りたまひき。この時、忽ちに、靈しき光海原を照し、素き裝束して、浪の穂に現れて、天瓊矛を持ちて寄り來る神あり。その神の詔りたまはく、「吾が御前を能く祀り治めてば、吾共にともに、その國を相作り成してむ。若しからずば國成りがてまし。」と詔りたまひき。故、大國主神、然らば、汝は誰ぞも。」と問ひ給へば、その神、答へたまはく、「吾は、汝の幸魂奇

魂なり。」と申し給ひき。大國主神申し給はく、唯然り。迺ち知る。汝は、吾が幸魂奇魂なりけり。今、何處に住まむと思ふぞ。」と申し給ひき。その神、吾をば、倭の青垣東山上に齋きまつれ。」と詔りたまひしかば、彼處に御室をつくりて、鎮まりまさしめ給ひき。故、三室山城上郡といふ。こは、大三輪の大物主神なり。大國主神の和魂にます。また、此の神の荒魂の神は、狹井社山邊郡にます。こゝに、大國主神は、その和魂荒魂と力を戮せて、廣矛を御杖として國中を巡りまし、邪鬼を悉く撥ひ平げて、國作り修め給ひき。故、亦の御名を八千矛神ともまをす。

この八千矛神、高志國越後國頸城郡沼名川神社に到りまして、沼名河比賣を婚し給ひき。その頃、嫡后須世理比賣命御歌よみし給ひき。その御歌に、

「八千矛の神の命や、わが大國主こそは、男にしいませば、打ち見る、嶋の崎々、かき見る、磯の崎落ちず、若草の、妻持たせらめ、吾はもよ、女にしあれば、汝措きて夫はなし、汝措きて夫はなし。(下略)とありき。此の大國主神の御子たち、凡へて、百八十一柱まし、中に、十五柱は、珍の御子にましまして、天の下の、四方の國人どもに、みな、恩頼を蒙らしめ給ひきといふ。

大國主神

母、八上比賣、木、俣ノ、神、亦名、御井ノ、神
 母、多紀理毘賣、命、阿遲鈕高日子根、命、迦毛ノ大御、母、同上
 高比賣、命、母、神屋橋比賣、命、事代主、神

母、日名照額田毘道男伊許知邇、神、國忍富、神

母、葦那陀迦、神、亦名、八河江比賣、連甕之多氣佐波夜遲奴美、神
 母、天甕主、神、女、前玉比賣、甕主、日子、神
 母、淤加美、神、女、比那良志比賣、多比理岐志麻流美、神

母、八鳴牟遲神ノ女、鳥耳ノ神
鳥鳴海ノ神
建御名方ノ神

母、比々羅木之其花麻豆美ノ神ノ女、活玉前玉比賣神
美呂浪ノ神

母、敷山主ノ神ノ女、青沼馬沼押比賣
布忍富鳥鳴海ノ神

母、若妻女ノ神
天日腹大科度美ノ神

母、天狹霧ノ神ノ女、遠津待根ノ神
遠津山岬多良斯ノ神

〔附言〕大國主神の子孫九世の神等の系統は、右の如くに古事記に見えたれども、其事蹟絶えて傳はらざれば、如何なる神等とも知るべき由なし。思ふに、この子孫の神等は、大國主神の「八十限手に隠りて侍ひなむ」と誓ひまし、(第二十二章)御意を受けつぎて、ふかくその蹟を韜晦し給ひつるによれるものか。論長ければこゝに盡しがたし。

第二十章 天使派遣

天照大御神の大命もちて、豊葦原千秋長五百秋瑞穂國は、我が御子、

正哉吾勝勝速日天忍穗耳命の知らすべき國なり。と事任したまひて、天降したまはむとす。

こゝに、天忍穗耳命、天浮橋に立たして、豊葦原、瑞穂國を望み見まして、詔りたまはく、「彼の國は、いたく喧擾てありけり。とて、更に還り上りまして、その由を天照大御神に白し給ひき。」

こゝに、天照大御神、高皇産靈神の大命もちて、天安河原に、八百萬の神等を神集へにつどへ給ひて、八意思兼神に思はしめて、神議りにはからしめむとて、「彼の葦原、中國は、我が御子の知らすべき國と、事任したまへる國なり。故、彼の國に、千早ぶる國神、螢如すか、やく神、悪しき神ども多くありて、磐根木根立、草の片葉も言問ひて、いたく喧擾りけり。故、先、孰の神を遣はして、その邪鬼どもを言向けまし。」と

詔らしめたまひき。

こゝに、思兼神の思ひ浮ぶるまゝに、八百萬の神たち、相議り定めて申さく、「天、穗日命は、いと勝れたる神なり。此の神を遣はし給ふべし。」と申せば、天、穗日命を遣はし給ひつるに、やがて、大國主神に媚び附きて、三年になるまで復命まをさざりき。故、また、その神の御子、武夷鳥神をも遣はし給ひつるに、亦、その父の爲す事に習ひて、復命まをさざりき。

〔附言〕天、穗日命の天降りし當時は、大國主神の威武殊に盛りなりしゆゑに、頓に、その國を獻上せしむべく、高天原の大命を傳へむに由なかりしなり。されば、穗日命は、暫く、大國主神及び部下の神等の歡心を得、時機を覗ひてその大命を傳へむとせし間に、三年をば経過せしなり。その間の進退周旋苦心の勞を想ふべし。その「媚び附き」とあるは、ただ外見のまゝを言へるにて、これ尤も妙味のある所なり。武夷鳥命の父の爲す事に習ひしも、固より、然せざるを得ぬ。當時の形勢なりしなり。

こゝを以て、高皇產靈神・天照大御神の大命もて、また、諸の神等に、「葦原、中國に遣はせる、天、穗日命・武夷鳥命は、共に、久しく復命まをささず。又、孰の神を遣はさば善からむ。」と問ひ給ひしに、思兼神答へまつらく、「天津國玉神の子、天稚彦は、武き神なり。遣はし給ふべし。」と申しき。故、天之加古弓、天之波々矢を、天稚彦に賜ひて遣はし給ひき。さて、この天稚彦は、心忠誠ならずして、彼の國に降りつくや、やがて、その大國主神の御女、下照比賣を妻とし、留まり住みて、おのれ、その國を得むと思ひ慮りて、八年になるまで復命まをさざりき。

この時、高皇產靈神・天照大御神は、又、諸の神等に、「天稚彦久しく復命まをささず。又、いづれの神をつかはしてか、天稚彦が、久しく留まるゆゑを問はしめむ。」と問ひ給ひしかば、諸の神たち、又、思兼神申さく、「雉

名鳴女を遣はし給へ。」と申す。この時、其の名鳴女を召して、詔りたまはく、「汝ゆきて、天稚彦に問はむ状は、『汝を葦原、中國に遣はせるゆゑは、その國の荒ぶる神どもを、言向け和せとなり。なぞ、八年になるまで、復命まをさざる。』と問へ。」と詔り給ひき。

故、こゝに、名鳴女、天より降りつきて、天稚彦が屋の門なる湯津楓の上ツツに居て、委曲ツツに、天神の大命を宣りつるに、天探女ツツといへるもの、名鳴女の言ふことを聞きて、天稚彦に、「此の鳥の鳴く聲、いと悪し。射殺し給ひね。」と言ひ勸むれば、天稚彦、天神の賜へりし弓矢を持ちて、この雉キジを射殺しつ。

こゝに、その矢、雉の胸より通りて、逆さまに射上げられて、天安、河原にまします、高皇産靈神、天照大御神の御許に至りしかば、高皇産靈

神、その矢をとりて見そなはせば、その矢の羽に、血著きたり。こゝに、高皇産靈神、「この矢は、先に、天稚彦にたまへりし矢ぞかし。」とて、諸の神等に見せて、詔りたまへらく、「もし、天稚彦、大命を違へずて、荒ぶる神を射たりし矢の來つるならば、天稚彦に中らざれ。もし、穢き心しあらば、天稚彦は、此の矢にて死ね。」とて、その矢をば衝き返し給ひしかば、天稚彦が新嘗ニヒナハして、胡床コトに寝たる高胸坂タカムネノサカに中りて、直ちに身失せにき。これ、世に返矢カヘシヤを忌むことの本なり。又、彼の雉返らざりしかば、世の諺コトワザに、雉の頓使ヒツツカヒといふことあるなり。

第二十一章 天稚彦之喪

故、天稚彦が妻、下照比賣、いたく悲みて哭きつるに、其の聲、風に響き

て天に到りしかば、天稚彦が父、天津國玉神、また、その妻子ども、天稚彦が死れることを知りて、天より降り來て、哭き悲しみて、即ち、其處に喪屋を作りて、殯して、河雁を伎佐理持とし、鷺を箒持とし、雀を確女とし、鷓鴣を哭女とし、鳩を尸者とし、鴉を綿造とし、翠鳥を御食人とし、鳥を穴者として、凡べて、諸の鳥に事任し、かく事とり定めて、日八日夜八夜慕ひ遊びたりき。

〔附言〕上に、伊邪那美、命の神避りまし、後、季節を以つて、御祭り仕へまつりしことあり。こゝに、喪屋を作り、葬官を任じて、殯禮を行ふことあり。神代にありて、已に、葬祭の儀の嚴肅なりしを思ふべし。この天稚彦の葬儀に、諸鳥を以つて、葬官に任せしは、稚彦、雉のことよりして、身亡せしによれりといへり。尙、説あれど、こゝに盡しがたし。

是の時、大國主神の御子、味鋌高彦根神來まして、天稚彦が喪を弔ひ

たまふときに、天より降り來つる稚彦が父、又、その妻ども、皆泣きて、「あが子は、死なずてありけり。」あが君は、死なずていましけり。」と言ひて、この神の手足に取り懸りて、哭き悲しみき。かく誤てるゆゑは、この神と稚彦と、容姿いとよく似たりしによりてなり。

こゝに、味鋌高彦根、命、いたく怒りて言ひけらく、「吾は、稚彦の親しき友なればこそ、吊ひ來つれ。なにかも、吾を穢き死人に擬ふる。」とて、御佩の十拳劍をぬきて、その喪屋を切り伏せ、足もて蹴る放ちやりき。こゝは、美濃國厚見の藍見川の川上なる喪山なり。

この味鋌高彦根神は、顔光儀いと麗しくて、その飛び去り給ふ時に、二尾二谷の間に照り映えけるを、その伊呂妹下照比賣、命、この神の御名を顯はさむとて、歌ひけらく、「天なるや、弟棚機の頸懸せる、玉の

御統ミスツみすまる瓊ニギハヤヒあな玉映タマノキ眞谷マコ二度ニドらす、あぢしき、高彦根の神ぞや。この歌は、後の樂府にて、夷振ヒナヅクといへる曲の、一部ヒトトモの中にをさめたり。

第二十二章 小濱之論定

こゝに、高皇產靈神・天照大御神、更に、諸の神等を集へて、葦原、中國に遣はすべき神を選びたまふ時に、八意思兼神、また、諸の神等、皆まをさく、磐拆根拆神の子、磐筒之男、磐筒之女神の子、經津主神ぞよからむ。亦、天安、河の河上の天、石窟イソヤにいます神、名は伊都之尾羽張神を遣はし給ふべし。若、この神にあらずば、その子、瓊速日神の子、燐速日神の水を逆さまに堰セきあげて、道を塞フサぎ居れば、他神アノカミは得行かじ。故、こと

に、天、迦久神を遣はして、問はしめ給ふべし。と申しき。

こゝに、天、迦久神を遣はして、問はしめ給ふ時に、尾羽張神答へ申さく、恐カシコし。仕へまつらむ。然れども、此の道には、吾が子武甕槌神を遣はすべし。と申して、乃ち進マシマツりき。

此の時、彼の天、穗日命は、天、翔り國翔りて、天の下を見廻りて、高天、原に上りて、委曲ウヅマツに、その状を復命カヘまをして、その子、武夷鳥命を、經津主神・武甕槌神に副へて、また、葦原、中國に天降し遣はして、荒ぶる神どもを言向け、大國主神をも媚び鎮めて、大八嶋顯事を事避らしめき。

〔附言〕大八嶋顯事とは、この大八島の國土と、その政事の大權とを、皇孫命に獻らしめつるをいふ。彼の穗日命父子の苦衷は、こゝに於きて、始めて、好果を見るに至れるなり。

かくて、經津主神、武甕槌神は、出雲國元出雲郡後に神門郡杵築郷なりの伊那佐之小濱に下り就きて、十拳劍を抜きて、浪の穂に逆さまに刺したて、其の劍の鋒に踏みゐて、その大國主神に問ひ給はく、高皇產靈神、天照大御神の大命もちて、我等二神をば、問ひに遣はせり。汝が主領ける葦原、中國は、吾が御子の知らさむ國と、言依したまへり。故、汝が心いかにぞ。と問ひたまふ時に、大國主神、答へまつらく、吾は得白さじ。あが子八重事代主神、これ白すべきを、鳥の遊び、取魚しに、三穗崎にゆきて、未だ還り來ず。とまをしき。故、こゝに、天、鳥船神を、船に載せて、使者として、八重事代主神を召し來て、問ひたまふ時に、事代主神、その父に、かしこし。此の國は、天神の御子に獻り給へ。といひて、すなはち、其の乗りて來つる船の柁を踏み傾けて、天の逆手を打ち鳴して、青柴

垣に隠りましき。

故、二柱の神、大國主神に、今、汝が子、事代主神は、かく白しぬ。又、白すべき子ありや。と問ひたまひしかば、大國主神、また申さく、又、吾が子、建御名方神あり。これを除きては、無し。と申しき。

かく申す折しも、その建御名方神、千引岩を手末に攀げて來て、誰ぞ、吾が國に來て密びしぬびかく物言ふ。然らば、力競へせむ。故、我まづその御手を取らむ。といふ。故、武甕槌神、その御手を取らしむれば、即ち、立氷に化り、また劍刃に化りき。故、建御名方神は、懼れて退き居り。こゝに、武甕槌神、建御名方神の手を取らむと乞ひ返して、取りて、若葦を取るが如くに、搯みひしぎて、投げはなち給へば、建御名方神、いたく怖ちて逃げ往にき。故、武甕槌神、遂ひゆきて、科野國諫訪郡洲羽海

に攻め到りて、殺さむとし給ふ時に、建御名方神、申しつらく、「かしこし。吾を勿殺したまひそ。吾は、この地を除きては、他處にゆかじ。また、吾が父、大國主神の御言に違はじ。吾が兄、八重事代主神の言に違はじ。此の葦原、中國は、天神の御子の御勅のまに、く、獻らむ。」とまをしき。

故、武甕槌神、更に、又返り來て、經津主神と共に、大國主神に問ひたまはく、「汝が子ども、事代主神、建御名方神、二神は、『天神の御子の御勅のまに、く、違はじ。』と申しぬ。故、汝が心はいかにぞ。」と問ひたまひき。大國主神、答へまつらく、「吾が子ども、二神の申すまに、く、吾も違はじ。此の葦原、中國は、天神の大命のまに、く、皆獻らむ。たゞ、吾が住所をば、天神の御子の御殿舎の狀に、作り治め給はゞ、吾は、百足らず八十

隈手に隠りて侍ひなむ。また、吾が子ども、百八十神は、八重事代主神、神の御尾前となりて仕へまつらば、違ふ神はあらじ。又、あれ、此の矛を以ちて事成し竟へつ。天神の御子、此の矛をもて、國を治めたまはば、必ず平安ましまさむ。」とまをして、その國平けし時に、衝き給ひし八廣矛を授けまつりて、即ち隠りましき。

又の傳へには、高皇產靈神の大命もて、經津主神、武甕槌神をして、大國主神に詔らしめ給はく、「汝が知らせる顯露事は、御孫命知らすべし。汝は幽事を知らせ。」と詔り給ひき。大國主神、答へまつらく、「かしこし。天神の命のまに、く、違はじ。吾が知らせる顯露事は、御孫命知しめすべし。吾は、百足らず八十隈手に隠り侍ひて、幽事を知るべし。」とまをして、即ち隠りましきともあり。

〔附言〕顯露事とは、この現世の御政事をいひ、幽事とは、幽世の御政事をいふなり。これによりて、大國主神は、以後、幽世に入りまして、永く、冥府の主宰となり給へり。と言ふ説あれど、未だ諾ひがたき事多し。別に説もあれど、言長ければ、こゝに盡し難し。

故、大國主神の、請ひたまへるまに、出雲國の多藝志之小濱神門に、柱は高く太く、板は廣く厚く、千尋栲繩百結び結びて、天日隅宮杵社を造り治めしめて、その海に通ひ遊ばむ具へに、高橋・浮橋・天鳥船をも造らせ、百八十縫の白楯をも作り備へしめ給ひぬ。さて、この宮作らしめ給ふ時に、諸の神等參集ひて、其の宮地を杵築固めしゆゑに、その地を杵築といふ。こゝに、水戸の神の孫櫛八玉神は、膳人として、天御饗を作り備へて、大國主神の御前に献り給ひき。又、天穗日命、その御子武夷鳥命出雲國造は、天神の大勅によりて、子

孫彌繼々に、この大神の御前を齋き祀り給へり。かくて、經津主神・武甕槌神は、岐神を郷導として、天の下を行き廻りつゝ、荒ぶる神どもをば、神問はしに問はし、神攘ひに攘ひて、歸順者アツロハスモをば賞め恵み、逆命者アツロハスモをば斬り戮りて、共に、天に還り上りて、葦原中アツロハスモ國は、皆、すでに言向け竟へぬ。と天神に復命カヘリをたまひき。

第二十三章 天孫承詔

こゝに、天照大御神、高皇產靈神の大命もちて、皇太子正哉吾勝勝速日天忍穗耳命に詔りたまはく、「葦原中國は、『言向け訖へぬ』とまをす。故、先に事依し、まに、降りまして知しめせ。」と詔りたまひき。こゝに、天忍穗耳命アツロハスモをたまはく、「吾は、降りなむ裝束せし間に、御子

生れましつ。御名は天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命
といふ。この御子を降すべし。」とまをし給ひき。

此の御子は、高皇產靈神の御女、萬幡豐秋津師比賣命に娶まして、生
みませる御子なり。特に、天照大御神愛しと思ほして、崇て養ひ奉り
たまひき。

〔附言〕この天津日高日子番能邇々藝命の御同母の御兄に、天照國照彥火明命(天、火
明命とも云)と申す神ましゝて、その神の御子、天香山命は、尾張連等が遠祖にま
しませり。かくて、天照國照彥火明命の亦の御名をば、天照國照彥天、火、明櫛玉鏡速
日命とも申して、その御子、可美真手命は、物部連の遠祖なり。ともいへり。此等の傳
説につきては、古來、議論多ければ、今、容易に辨じがたし。

故、こゝをもて、天忍穗耳命の申したまふまにゝ、日子番能邇々藝
命を、天都高御座に坐させまつりて、天兒屋根命、天太玉命、天宇受賣

命、石凝姥命、玉祖命并せて五伴緒の神、又、天忍日命、また、諸部緒の神
等を、御前に配り侍らしめて、彼の大御神を招ぎ奉りし八尺、勾玉、八
咫鏡、天叢雲劍、三種の天つ御璽を授け給ひ、大國主神の猷りつる平
國廣矛をも副へ給ひ、又、常世思兼神、手力男神、天石門別神等の御靈
實をも副へ給ひ、又大御神の高天原にて知しめす、齋庭の稻穂をも
依し給ひき。

この時、天照大御神、言壽ぎて詔りたまひけらく、「大八嶋豐葦原、水穗
國は、吾が子孫の王とますべき地なり。皇我が宇都の御子、皇孫命、就
まして、これの天津日嗣の高御座に即きまして、安國と平けく治め
まして、齋庭の瑞穂を、萬千秋の長五百秋に聞しめせ。」と詔りたまひ
き。

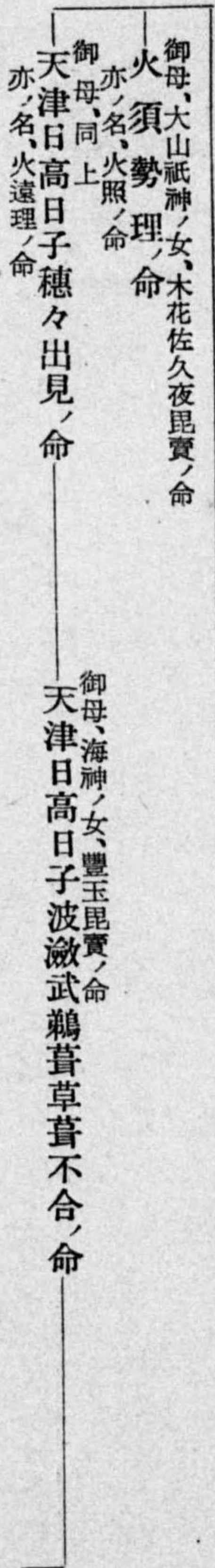
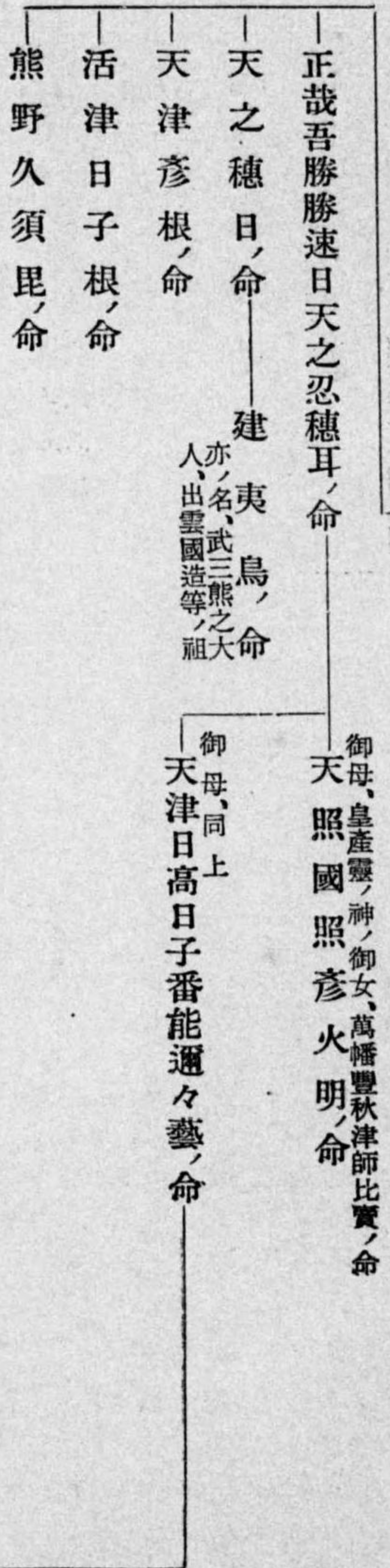
又、この時、大御手に、八咫鏡を捧げ持ち給ひて、詔りたまひけらく、「この鏡は、専ら、吾が御魂として、吾が御前を齋くが如く、同じ殿、同じ牀に鎮まりまさしめて、齋きまつりたまへ。天津日嗣の隆えまさむことは、天壤のむた無窮なるべし。」と詔りたまひき。

〔附言〕三種の天つ御璽につきては、古來論説ども多し。されど、八咫、勾玉は、専ら、天位御繼承の信物たるべし。されば、後世に至るまで、當初のまゝに、天皇の大御許に留め奉り給へるなり。八咫鏡は、大御神の御靈實たること、こゝなる大勅によりて明かなり。天、叢雲、劔は、皇基鎮護の寶器たること、亦疑ひなし。これらのこと、言はまほしきこと多けれど、今略す。

かくて、高皇産靈神の大勅もて、天、兒屋根、命、太玉、命に詔りたまはく、「吾は、天津磐境を築きて、天津神籬を樹て、皇孫、命の御爲に、齋ひまつるべし。汝、天、兒屋根、命、太玉、命、この天津神籬を、葦原、中、國に持ち降

りて、皇孫、命の御爲に、齋ひまつれ。」と詔り給ひ、さて、太玉、命には、「その諸部の神を率て、其の職に供へ奉ること、天上の儀の如くせよ。」と詔りたまひき。

天照大御神



御母、海神、女、玉依毘賣、命
 彦、五、瀬、命
 御母、同上
 彦、稻、水、命
 御母、同上
 御毛、入野、命
 御母、同上
 神倭磐余彦、天皇後ノ御謚、神武天皇

(平田篤胤大人神代系圖ニヨル)

高皇產靈神
 神皇產靈神

少毘古那神

角凝魂、命

安牟須比、命

道、臣、命

天、手力男、命
亦、名、天石門別、命、亦、櫛石窓、神、豐石窓、神トモ云
 天、忍、日、命
亦、名、天津久米、命
 元、名、日、臣、命、亦、名、大久米、命

天、日鷲、命
 長白羽、命
 天、羽槌雄、命
 天、鈴杵、命
 天、御雲、命
 天、村雲、命
亦、名、天二上、命
 天、波與、命
 天、日別、命
亦、名、天、日起、命

萬幡豐秋津師比賣、命
天、忍穗耳、命、后神

天、宇受賣、命
亦、名、大宮賣、神、亦、名、宮比、神

天、神立、命
亦、名、健角身、命、亦、名、八咫鳥、命

三島、溝咋耳、命
 天、富、命

勢夜多多良比賣、命
亦、名、玉櫛比賣、命
 玉依毘古、命
 玉依毘賣、命
 劍根、命
 溝咋比賣、命
亦、名、活玉依比賣、命

天、櫛明玉、命
亦、天、豐玉彦、命、天、明玉、命、天、羽明玉、命、玉祖、命トモ云

天、御食持、命
亦、名、手置帆賣、命

支佐貝比賣、命
佐田比古、神、母也
 宇武岐比賣、命

三穗津比賣、命
三輪、大物主、神、后神也
 天、三降、命

菟狹津彦、命
 菟狹津媛、命

彦狹知、命
 天、道根、命

(古事記・日本書紀)

高御産巢日神 — 思兼神

(平田篤胤大人神代系圖)

津速産靈神 — 天相命 — 興臺産靈神

火産靈神ノ御靈ノ神ナリ

天ノ兒屋命

亦名八意思兼神
亦名太詔戸命
亦名櫛眞智命

天表春命

天、下春命

天、忍雲根命 — 天、種子命

こゝに、日子番能邇邇藝命の天降りまさむとする時に、先驅の神還り来て、天の八衢に、背の長さ七尺餘りの神居て、上は天原を照らし、下は葦原中國をてらして、眼は八咫鏡の如きさましたり。とまをしければ、即ち御供の神等を遣はして、問はしめ給ひしに、皆目勝ち問

ふこと能はざりき。故、天照大御神、高皇産靈神の大命もて、天宇受賣命に、「汝は手弱女なれども、い向ふ神と面勝つ神なり。汝専ら往きて、『吾が御子の天降りまさむとする道なるを、誰ぞかくて居る。』と問へ。」と詔りたまへば、天宇受賣命往きて、彼の神に向ひ立ちて、いたく喚ひつれば、その八衢なる神など、汝は然するぞ。と問ふに、天宇受賣命答へずて、返り問ひて、「天神の御子の天降りまさむとする道なるを、誰ぞかくて居る。」と問へば、その神答へまつらく、「吾は國神、名は狻田毘古神なり。出で居るゆゑは、天神の御子の天降りますと聞きつるゆゑに、御前に立ちて道拂ひまつらむとして、参迎へ侍ふぞ。」とまをしき。こゝに、天宇受賣命、またその神に、「しかして、汝はいづくに到らむとするぞ。また、天神の御子はいづくに到りますべきぞ。」と問ふ時

に、猿田毘古神、天神の御子は、筑紫の日向の高千穂之久士布流多氣日向・大隅の界なるに至りましなむ。吾は伊勢の狭長田の五十鈴の河霧島山なりとぞ。上にいたりなむ。」とこたへしかば、天宇受賣命、立ち還りて、その状を奏しき。

第二十四章 天孫降臨

故、こゝに、天津日高日子番能邇邇藝命、天之磐座を離れ、天之磐門を引き開きて、天降ります時に、猿田毘古神、御先拂ひ仕へ奉り、天忍日命、背に天磐靱を取り負ひ、臂に稜威の高柄を著け、手に天梶弓を取り持ち、天羽羽矢を手挟み、八目鳴鏑を持ち副へ、腰に頭椎之大刀を取り佩き、大久米部を帥て、御先に立ちて仕へ奉り、天牟羅雲命、太玉

串を取り持ち、天忍雲根命、天津諄辞を宣りて、道祓ひ清めつゝ、諸の神等も皆従ひ奉りて、天之浮橋に立たして、天の八重棚雲を稜威の道別きに道別きて、筑紫の日向の高千穂之久士布流峯に天降りましき。その大來目部をば、後にいたりて、天靱負部となしたまひき。こゝに、皇御孫命、高千穂峯より行幸て、國求ぎつゝ、吾田の長狭御崎薩摩國に到りまし、長屋之高島に登りまして、その地を巡り見まして、朝日の直刺國、夕日の日照國なり。こゝは、いと吉き地なり。」と詔りたまひて、その國主、事勝國勝長狹神を召して、「こゝは、誰が國ぞも。」と問ひたまへば、答へまをさく、「こゝは、長狹が住める國なり。しかれども、今、すなはち、天神の御子に献らむ。」とまをしければ、やがて、その地に、底津石根に、宮柱太知り、高天原に、氷木高知りて、宮造りしてましま

しけり。その事勝國勝長狹神は伊邪那岐大神の御子なりといへり。こゝに皇孫命、天宇受賣命に詔りたまはく、此の御先に立ちて仕へ奉りし猿田比古神は、汝専らその名を顯はしまをし、ゆゑ汝は、その神を送り至りて、汝その御名を負ひて仕へ奉れ。」と詔り給ひき。即ち、天宇受賣命は、猿田彦神を送りて伊勢に到りき。これ、猿女君の始なり。その猿田彦神は、宇治土公の氏の祖なり。

かくて、天宇受賣命、伊勢にいたりて、悉に、鰭の廣物、鰭の狹物を追ひつどへて、天神の御子に御贄たてまつりき。故、後の御世まで、島之速贄たてまつる時に、猿女君等に賜ふなり。

かくて、天、兒屋根命、天、太玉命は、天神の御依のまに、皇御孫命の聞しめす齋庭の稻穂もて、大嘗祭仕へまつり、諸部の神等も、子孫の

末々まで、天神の大命の如く、その職に仕へ奉りき。

こゝに、天津日高日子番能邇々藝命、吾田、長屋、笠沙之御崎薩摩國に遊行し時、麗美き少女の遇ひ奉れるに、汝は誰が女ぞ。」と問ひたまへば、吾は大山津見神の女、名は木花之佐久夜毘賣。」と申したまひき。また、汝に兄弟ありや。」と問ひたまへば、我が姉、石長比賣あり。」と申したまひき。故、詔りたまはく、吾、汝を娶むとおもふはいかに。」と詔りたまへば、あは得まをさじ。吾が父、大山津見神答へまをさむ。」と申したまひき。

故、その父、大山津見神に、木花之佐久夜毘賣を乞ひに遣はし給ひけり。この時、大山津見神いたく歡びて、木花之佐久夜毘賣に、その姉、石長比賣をも副へて、百取の机代の物を持たしめてたてまつりき。さ

れど、その姉は、いと容姿醜カホカチシツクきによりて、見畏ミカシみまして返し送り給ひて、たゞ、その弟、木花之佐久夜毘賣をのみ留めて、一夜御合ひましき。こゝに、大山津見神、石長比賣を返したまへるによりて、いたく耻ちて、申し送りまつりけるは、吾が女を、二人ならべてたてまつりしゆゑは、石長比賣を使ひ玉は、天神の御子の御壽は、雪ふり風ふけども、とこしへなる石のごとく、常磐トキ堅石カキに座しまさむ。又、木花之佐久夜毘賣を使ひたまは、木の花の榮ゆるが如く、榮えまさむと、誓祈ツケてたてまつりき。然るに、今、石長比賣を返して、木花之佐久夜毘賣一人留め給へば、天神の御子の御壽は、木の花の如くに、脆弱ノロヒのみおはしましなむ。とまをしき。これによりて、世の人の壽短くなれりといふ。

かくて後に、木花之佐久夜毘賣參いで、吾は妊ニめるを、今兒産コむべき時になりぬ。此の天神の御子を、私ワタシに産みまつるべきにあらず。故奏す。とまをし給ひき。故、詔りたまはく、佐久夜毘賣、一夜にや妊める。そは吾が御子に有らじ。必ず、國神の子にこそあらめ。と詔りたまへば、佐久夜毘賣恨みまつりて、あが妊める御子、もし、國神の子ならむには、産まむ時に幸サキからじ。もし、天神の御子にまさば幸サキからむ。と申して、戸無ドナシき八尋殿ヤシロノミヤを作りて、その内に入りまして、その殿を埴ニもて塗り塞フぎて、御子産みますにあたり、内より、殿に火をつけて産み給ひぬ。

故、その火の眞盛マコトりに燃ゆる時に、生れませる御子の御名は、火照ヒテ命、次に、炎ホノの弱れる時に、あれませる御子の御名は、火遠理命、又の

御名は、天津日高日子穗々出見命と申しき。

故この木花之佐久夜毘賣初めに、夫の神の疑ひたまひしことを、猶恨みて、相物言ひたまはざりしかば、皇孫命憂ひまして歌ひたまはく、奥つ藻は、邊には寄れども、眞寐床も、能はぬかもよ、濱つ千鳥よ。この後、久しくして、天津日高日子穗能邇々藝命は崩ましぬ。御陵は、筑紫の日向の埃之山城今、薩摩國高郡宮内村にあり。

第二十五章 海宮遊幸

御兄火照命は、海幸彦として、鰭の廣物、鰭の狭物を取り給ひ、御弟火遠理命は、山幸彦として、毛の麁物、毛の柔物を取りたまひしが、火遠理命、その御兄の命に、互に、幸の具を易へて用ひむ。と言ひて、三たび

乞はし、かども許さざりき。然れども、終に諾ひて相易へたまひつれば、火照命は、弟の幸弓、幸矢を持ちて、山に入りて、獸を求むるに、終に獲たまはず。火遠理命は、兄の幸鉤を持ちて、海に出で魚釣り給へるに、魚一つも得ずて、その幸鉤をさへに海に失ひて歸りましき。こゝに、火照命、弟の命の弓矢を返して、己が釣鉤を乞ひて、山幸も己がさちく、海さちも己が幸々、今は、おのく、幸返さむ。といふ時に、火遠理命、汝の鉤は、魚釣りしに、一つも得ずて、終に、海に失ひき。と詔り給へども、火照命、強ちに、鉤を乞ひ徴りしかば、火遠理命、御佩の十拳劍を破りて、五百鉤を作りて償ひ給へども取らず。又、千鉤を償ひ給へども受けずて、火照命は、なほ、本の鉤を得む。とぞいひける。こゝに、弟の命、泣き患ひて、海邊にゐます時に、鹽椎神來て問ひけら

く「虚空津日高の、かく泣き患ひ給ふゆるはいかにぞ。」と問へば、云々の故なりと詔りたまひしに、鹽椎神「吾、汝が命の御爲に、よき謀せむ。」といひて、即ち、無間堅間の小船を作り、その船に載せまつりて教へけらく、「吾、此の船を押し流さば、や、暫し往きまして、美し路あらむ。その路を往きまさは、その屋を鱗の如く造れる宮あらむ。それ海神の宮なり。その神の御門に到りまはしなば、傍なる井の上に湯津香木あらむ。其の木の上にましまさは、その神の御女見て謀らむものぞ。」と教へ奉りき。

故、教へしまに、行ましけるに、皆、その教言の如くなりしかば、すなはち、その香木に登りてましく、きこゝに、海神の御女豊玉毘賣の從婢、玉器を持ちて出で來て、その井に水汲まむとする時に、井に

人影うつれり。仰ぎて見れば、麗しき壯夫あり。いと奇しと思ひつるに、火遠理命、その從婢に、「吾に水を得しめよ。」と乞ひ給へば、從婢、即ち水を汲みて、玉器に入れて献りき。こゝに、水を飲みたまはずして、御頸の玉を解かして、御口に含みて、その玉器に唾き入れて還したまひしかば、その玉器に著きて、從婢、得離たず。その玉著けながら水汲みて、内に入りて、豊玉毘賣に献りき。

豊玉毘賣命、その玉を見て、「もし、門の邊に人ありや。」と問ひたまへば、從婢、「あが井の邊の香木の上に、人います。いと麗しき壯夫にます。吾が君、豊神にも益りて、いと貴し。その人の水を乞ひ給へる故に、献りしかば、水をば飲まさずて、この玉を唾き入れ給へるを、得離たねば、かくて持ち來て献りぬ。」とまをしき。豊玉毘賣命、いと奇しと思ほし

て、出でみて、即ち見感で、内に入りて、其の父に、「吾が門に、麗しき人
います。」と白したまひき。

こゝに、海神豊玉毘古命、みづから出で見て、「此の人は天津日高の御
子、虚空津日高にませり。」といひて、すなはち、内に率て入れまつりて、
海驢の皮の疊を八重に敷き、その上に、絶疊を八重に敷きて、火遠理、
命をまさせまつりて、百取の机代の物を具へて、御饗して、即ち、その
女豊玉毘賣を婚せまつりき。

故、火遠理命は、三年までその國に住み給ひけるを、その始めの事を
思ほして、大きな歎息一つしたまひしに、豊玉毘賣命、その歎息を
聞き給ひて、その父にまをしたまはく、「この君は、三とせ住みませれ
ども、恒は歎き給ふこともなかりしを、昨夜、大きな歎息し給ひつ

るは、何のゆゑあるにかあらむ。」とまをし給へば、その父の大神、その
御聳の君に問ひまつらく、「今朝、あが女の語るを聞けば、「恒は歎き給
ふこともなかりしに、昨夜、歎息し給ひつ。」と白せり。もしゆゑありや。
又、こゝに來ませる由はいかにぞ。」と問ひまつりき。故、火遠理命、その
大神に、具さに、その兄の、失せにし鉤を徴れる状を語りたまひき。
こゝを以て、その大神、ことごとくに、鰭の廣物、鰭の狭物をよび集めて、
「もし、鉤を取れる魚ありや。」と問ひ給ふに、諸の魚ども申さく、「この頃、
赤女は、「喉に鰓ありて、え物食はず。」と愁ふるなり。必ず、彼その鉤を取
りつらむ。」と申しき。故、赤女の喉を探り見れば、鉤あり。即ち、取り出で
て洗ひ清めて、火遠理命にたてまつりき。
この時、その大神、教へまつりけらく、「此の鉤をその兄に賜はむ時に、

詔りたまはむ状は、『この鉤は淤煩鉤・須々鉤・貧鉤・宇流鉤。』といひて、後手に賜へ。然して、その兄高田を營らば、汝が命は下田をつくり給へ。その兄下田をつくらば、汝が命は高田をつくり給へ。然爲たまはむ、吾水を掌れば、三年の間に、必ず、その兄貧しくなりなむ。若、その兄然爲たまふことを怨みて攻めまつらば、汝が命は、潮盈珠を出して溺らし、若、それを愁ひまをさば、潮乾珠を出して活し、かくして惚苦たまへ。』と申して、潮盈珠・潮乾珠二つをも授け奉りき。

こゝに、海の神、ことごとくに、鰐どもを召び集めて問ひたまはく、『今天津日高の御子虚空津日高の、上津國に出でまさむとす。誰は幾日にて送りまつりて、復命まをさむぞ。』と問ひたまへば、おのもく、身の長さのまにく、日を限りて答へ白す中に、一尋鰐、吾は、一日に送り

まつりて返り來なむ。』と申す。故、その一尋鰐に、『然らば、汝送りまつりてよ。海中を渡る時、勿惶ませまつりそ。』と言ひて、即ち、火遠理命を、その鰐の頸に載せまつりて、その國より送り出し奉りき。故、一尋鰐、言ひしが如く、一日の内に送りまつりき。其の鰐のかへりなむとせし時に、火遠理命は、御佩せる紐小刀を解き給ひて、その頸に着けて返しつかはし給ひけり。この一尋鰐をば、佐比持神とぞいひける。かくて、火遠理命は、具さに、海の神の教へまつりし言の如くにして、その鉤をその兄に與へ給ひしかば、それより後、その兄は、愈貧しくなるまゝに、更に、心荒びて攻め來つ。故、攻めむとする時は、潮盈珠を出して溺らし、それを愁ひ白せば、潮乾珠を出して救ひ、かくして惚苦給ふ時に、稽首まつりて、『吾は、今よりゆく先、汝が命の、夜晝の御門

の守護人となりて仕へ奉らむ」と申しき。故後の世まで、火照命の子孫等は、その溺れし時の種々の態して、絶えず朝廷に仕へ奉るなり。彼の隼人等は、その火照命の末裔なり。

第二十六章 海濱誕育

こゝに、海の神の御女豊玉毘賣命、自ら參來て申したまはく、「吾はやく妊めるを、今は、御子産むべき時になりぬ。天神の御子を、海原にて生みまつるべきにあらねば、參出來つ」と申したまひき。故すなはち、その海邊の波限に、鵜の羽を葦草にして産殿をつくりしが、その産殿をいまだ葦き合へぬ間に、御腹堪へがたくなりて、その内に入り給へり。時に、その夫に、「吾は、今、御子産みなむとす。しばらく、吾を勿見給ひそ」と白し給ひき。こゝに、夫の命、その言を、奇しみま

して、竊伺たまへば、豊玉毘賣のいたくなやみませる状を見畏みまして、逃げ退き給ひき。豊玉毘賣命、その夫の命の、竊伺たまひしことを知り給ひて、心耻かしとおもほして、即ち、生み給へる御子をば、草もて裹みて波限に棄ておきて、海坂を塞ぎて返りましき。こゝをもて、その生れませる御子の御名を、天津日高日子波限建鵜葦草葺不合命と申しけり。

故、この鵜葦草葺不合命の生れませる時に、大綿津見神海神の御末裔なる天忍人命、陪侍仕へまつりて、簞を作りて蟹を掃ひ、また、鋪設を掌ければ、遂に職の名として、蟹守と言へりき。こは、掃部連等の祖なり。又、他婦人を取りて、乳母湯母、また、飯嚼湯坐として、その御子

を養ひ育て奉りき。

かくて後には、豊玉毘賣命、その夫の命の竊伺給ひしことを恨みつつも、また、戀しきに堪へたまはずて、その御子を養ひ奉らしめむとて、その弟、玉依毘賣命を遣はし給ふに附けて、御歌をぞ献りたまへる。赤玉は、緒さへ光れど、白玉の、君がよそひし、貴くありけり。故、その夫の命の答へたまへる御歌「奥つ鳥、鴨着嶋に、吾が率寐し、妹は忘れじ、世の盡々に。」

故、日子穗々出見命は、高千穂宮にましくて、崩ましき。御陵は、その高千穂山、山の西、高屋之山、上大隅國始羅郡溝邊郷麓村にあり。

天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命、大人び給ひて後、御姨玉依毘賣命に御娶まして、生みませる御子の御名は、彦五瀬命、次に、彦

稻氷命、次に、御毛沼命、次に、若御毛沼命、亦の御名は、神倭伊波禮毘古命と申す。凡へて四柱ましき。

後、久しくして、日子波限建鵜葺草葺不合命は、西州の宮にましまして崩りましき。御陵は、日向の吾平山上大隅國大隅郡始羅郷上名村にあり。

第二十七章 天業恢弘

神倭伊波禮彦命、御兄彦五瀬命と共に、高千穂宮にましくて、諸の御兄、御子等に議りたまはく、昔、天つ神高皇產靈、神天照大御神、この葦原瑞穂國を、我が御祖彦火瓊々杵命に授け給ひしかば、瓊々杵命、天降りましてより以來、あまたの年を経たり。されども、未だ、遠き國に御恩あまねからず。所々の長ども、各、堺を別ちて、相軋へり。はた、東

の方に、青山四方に周れる美き國ありと聞く。思ふに、それ、國の中央なるべし。その地に遷り幸行して、天下の政を平けく聞しめさむ。と詔り給ふ。この時、御兄、御子等も、宜なり。それ善けむ。と申し給ひき。

かくて、神倭伊波禮彦命は、御兄、御子等と共に、諸の臣等を率て、高千穂宮を出で立たして、速吸水門豊後國海部郡に至り給へば、椎根津彦迎へ奉りて、郷導仕へ奉りき。又、菟狹豊前國宇佐郡に至り給へば、菟狹津彦、菟狹津媛二人、待ち居て御饗を献りき。そこより、筑紫國に至りまして、暫し、岡田宮筑前國遠賀郡にいまし、更に、安藝國に至りまして、埃宮安藝郡中總におはしましき。

かくて、吉備國に至りまして、東の方に賊ども多にありて、手向ひまつらむとする状を、聞しめしつれば、三年の間、高島宮備中國小田郡に留ま

りまして、船楫を備へ、兵食を蓄へて、一度に、天の下を平げむと思し
たち給ひき。

こゝに、御軍の船、舳艫あひつゞきて、東の方に行幸まし、難波津攝津國より、河を遡りて、河内國の草香邑、白肩津河内郡日下村につき給ひ、御軍、歩路より進みて、膽駒山河内國高安郡大和を越えむとする時、長髓彦、孔舍衛坂山内に待ち防ぎ奉りて、彦五瀬命、御手に賊の痛矢おひ給ひしかば、御軍を南の方へ引き返して、船より紀國に至りまし、に、男水門今和泉國日根郡紀伊の界にて、彦五瀬命は遂に崩まし、き。かくて、御軍は、名草邑紀伊國名草郡にいたりて、名草戸畔を殺し、進みて、熊野紀伊國牟婁郡に至らむとす。折しも暴風ふき起りて、御軍船ども漂ひしかば、彦稻飯命は、いたく慨きて、海中に入り給ひ、三毛入野命も憤りま

して、波を踏みて、常世國に渡りましき。

〔附言〕こゝに、常世國とあるは、後の新羅國のことなるべし。姓氏錄には、彦稻飯、命新羅國に至りまして、その國王の祖となり給へる由に記せり。三毛入野、命を彦稻飯、命とせるは、その傳の異なるなり。何れ正しとも定めがたし。

この後、御軍は、熊野の荒坂津に至りて、丹敷戸畔を殺し、天神の大命もて、武甕槌神の下したまへる、師靈劍を獲まし、かば、御軍の勢いと剛くなりぬ。

こゝに、天より八咫鳥飛び來て、御軍を導きまつりしかば、遂に、中つ國に攻め入りまして、宇陀の高城大和國宇陀郡に兄猾を殺し、國見丘に八十梟帥を伐ち、磐余邑大和國十市郡の兄磯城を破り、進みて長髓彦を伐ち給はんとす。この時、金色の鷄、天より降り來て、御弓の弭に留り居て、

電の如く耀きしかば、賊ども、眩え迷ひて戦ひえず。

こゝに、先に、天より倭國に降りまし、饒速日命の子、可美眞手命、長髓彦を殺し、その軍を帥て、天璽の十種の瑞寶を献りて従ひまつりき。こゝは、物部氏の祖なり。

かくて、所々の賊ども、土蜘蛛どもを、皆言向け柔し、伐ちはらひまして、風の前の塵なく、天の下、ことごとく清まりぬ。

こゝに、神倭伊波禮彦、命の詔りたまはく、われ、西の國を出で立ちしより、こゝに六年になりぬ。天神の恩頼によりて、荒ぶるものどもを平げをへつ。故、今より御制を立て、此の民どもを治めむには、先、都をさだめ、天高御座におはしまして、天の下知しめしてむ。彼の畝傍山の東南なる檀原の地高市郡は、國の中央なれば、大宮造りしてこそ、お

はしまさめ。」と詔り給ひぬ。

かれこゝに、天、太玉命の孫、天、富命に事おほせて、手置帆負命、彦狹知命の孫を率て、齋斧、齋鉏をもちて、始めて山の材を切りて、瑞御殿を造らしめき。故、天、富命は、諸の齋部を率て、種々の神寶、鏡、玉、矛盾を作らしめき。さて、木綿麻を作らむとて、好き地を求めて、阿波國に、穀麻の種を蒔き生ふし、地を麻殖といふ。又、東の國に行きて、麻を殖るし地を總の國後の上と言ひ、穀を生ふし、地を結城木綿木なり、後の下總の結城郡といふ。又、阿波の忌部の居たる地を安房といひて、そこに、太玉命をまつりて、安房社安房國の神社といひき。

こゝに、天、太玉命をして、諸の齋部を率て、國の大幣を造らしめ、天、種子命をして、天津罪國津罪を祓はしめ給ひ、則ち、仰ぎて、高皇產靈神

の大勅に従ひて、天津神籬を建て、御祭仕へ奉らしめ給ひき。謂はゆる、高皇產靈神、皇產靈魂、留產靈、生產靈、足產靈、大宮、賣神、事代主神、御膳神以上八柱は、後の神祇官、櫛磐間戸神、神豐磐間戸神こは、御門生島神の靈にます、座摩神こは、大宮地これなり。

かくて、日、臣命は、大久米部を帥て、御殿神門を衛り奉りて、その開闔を掌り、可美眞手命は、内物部を帥て、矛盾を造り備へぬ。その物既に備はりて、天、富命、諸の齋部を率て、天璽の御鏡、神劍を正殿の眞中に安め奉り、又、御殿の四隅に瓊玉を懸け、種々の幣帛を陳ねて、大殿祭の祝詞白し、次に御門祭仕へ奉りぬ。然して後、物部は、矛盾を立て、大伴久米は、仗を建て、御門推し開きて、四方の國人をして、高御座の大御前を拜み奉らしめき。故、古語に稱へ奉りて、畝傍の檀原の底津石

根に、宮柱太知り立て、高天原に千木高知りて、肇國知しめす神日本磐余彦天皇」と申しまつりき。

この時、天皇と神との際遠からず。常に、同殿同床におはしませば、神の物と官の物との分別なし。故、大宮の内に、齋藏を立て、齋部氏をして、之を掌らしめ給ひき。

天皇、先に、日向におはしまし、時に、阿多小椅君の妹、吾平津媛をめて、御子、當藝志耳命を生み給へり。こゝに、又、華胃の美人を求め給ひ、大物主神の御女、伊須氣余理媛命を皇后として、御子、神八井耳命、神沼名川耳命を生み給ひき。

こゝに、可美眞手命、十種の瑞寶を以て、天皇、皇后の御爲に、御魂を鎮めまつり、また、猿女君等、御神樂を仕へ奉りき。これ鎮魂祭の始めなり。

この後、天皇の詔りたまはく、「我が皇祖の御靈や。天より鑿して、あが躬を助けたまへり。今、諸の虜どもすでに平けて、天の下治まりぬ。故、皇祖の天つ神を齋きまつりて、大孝をのぶべきものなり。」と詔りたまひて、即ち、靈時を鳥見の山中大和國宇陀郡に立て、その上つ小野榛原にて天神を祀り、下つ小野榛原にて地祇を祀り給ひき。この時、天、富命は種々の大幣物を陳ね、天、種子命は太祝詞申し、その外の諸の氏人等も、各、その職に仕へ奉りき。

古史概要終

校閱者 渡邊重石丸
編纂委員 大宮兵馬

明治四十一年十一月五日印刷
明治四十一年十一月十日發行
昭和十四年九月五日訂正印刷
昭和十四年九月十日訂正發行

(古史概要)

定價金六拾錢

不許複製

編纂者 皇典講究所

兵庫縣武庫郡瓦木村下新田字甲子園口百六十五番地ノ一
藤原久吉郎

發行者 大坂市浪速區荻原町一八八ノ五
日本印刷製本株式會社
代表者 堀越儀郎

發行所 兵庫縣武庫郡瓦木村下新田字甲子園口百六十五番地ノ一
振替大阪一七四番
皇國書房

發賣所 東京市澁谷區水川町二番地
振替東京一三九〇番
皇學書院
東京市日本橋區吳服橋二丁目
振替東京二三七一番
株林書院
大坂市東區北久太郎町四丁目
振替大阪二三一番
合資柳原書店

皇典講究所出版部

399
22

終